

令和4年12月5日

部内各所属長 殿

建設技術企画課長

建設業法施行令の一部を改正する政令について

このことについて、国土交通省から別添のとおり通知がありましたので、送付します。

事務連絡  
令和4年11月18日

各地方整備局等建設業担当部長 殿  
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

建設業法施行令の一部を改正する政令について

本日、建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）において、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請代金額や監理技術者等の専任を要する請負代金額等の引き上げ並びに技術検定制度の見直しを行う「建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）」が公布されました。

つきましては、本改正政令の内容及び留意事項について、下記のとおりお知らせしますので、適切な運用に特段のご協力をいただくようお願いします。

記

1. 金額要件の見直し

本改正政令により、以下のとおり金額要件の見直しを行った。これらの改正は、いずれも令和5年1月1日より施行され、請負契約の時点にかかわらず、同日以降は全ての工事について改正後の金額要件が適用されることとなる。

- ・ 特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限について、4000万円（建築一式工事の場合は6000万円）から4500万円（建築一式工事の場合は7000万円）に引き上げ。
- ・ 主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限について、3500万円（建築一式工事の場合は7000万円）から4000万円（建築一式工事の場合は8000万円）に引き上げ。
- ・ 下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金額の上限について、3500万円から4000万円に引き上げ。

これらの施行に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

(1) 監理技術者から主任技術者への途中交代、専任から非専任への変更等について

監理技術者又は主任技術者の途中交代については、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年国総建第315号）において、建設工事の適正な施工の確保を阻害するおそれがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者から主任技術者への工期途中での交代（以下「途中交代」という。）は慎重かつ必要最小限とすることとされている。

このため、本改正政令の施行後、工期途中において途中交代を行うことについては、請負契約の当事者間で協議（発注者から直接建設工事を請け負った建設業者にあっては発注者との協議、下請業者にあっては注文者たる建設業者との協議）を行うこととし、工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することが必要であることに留意されたい。

また、本改正政令の施行後、工期途中において専任技術者を非専任に変更することについても、請負契約の当事者間で協議を行うこととし、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することが必要であることに留意されたい。

さらに、請け負った建設工事が、本改正政令の施行後、工期途中において特定専門工事に該当することとなった場合には、元請負人及び下請負人の合意により、当該建設工事における下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる。この場合においても、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することが必要であることに留意されたい。

(2) 施工体制台帳及び施工体系図の取扱いについて

改正後の金額要件において施工体制台帳の作成・備置き義務及び施工体系図の作成・掲示義務の適用外となる工事については、本改正政令施行後はこれらの作成、据置き及び掲示が不要となるが、その場合であっても、令和4年12月31日までに作成した施工体制台帳及び施工体系図は建設業法（昭和24年法律第100号）第40条の3に基づき、引き続き営業所ごとに保存する必要がある。

なお、公共工事については、従前のとおり、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条の規定に基づき、下請代金額の如何に関わらず、施工体制台帳の作成・備置き及び施工体系図の作成・掲示が必要となる。

(3) 建設工事の現場に掲げる標識の取扱いについて

建設業法第40条に基づき、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、当該建設業者が配置した主任技術者又は監理技術者の氏名及び専任の有無等が記載された標識を掲示しなければならないこととされており、当該標識の修正が必要となった場合は速やかに修正しなけ

ればならない。

## 2. 技術検定制度の見直し

本改正政令により、現在、令第36条及び第37条において定められている技術検定の受検資格を国土交通省令で定めることとした。今後、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）等の改正を行い、受検資格の見直しを行う予定である。

受検資格の見直しを含めた技術検定制度の見直しについては、令和6年4月1日より施行される。

国土建第277号  
平成29年11月10日

各都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

### 建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について

建設工事に従事する技術者の高齢化の進行と若年入職者の減少が著しい現状においては、将来にわたって継続的に適正な施工を確保する観点から、技術者の資質向上及び担い手確保に向けた取組が強く求められています。

こうした中、建設工事のうち、電気通信分野については、近年の情報通信分野における著しい技術の進歩やネットワークの複雑化に伴い、工事の施工管理においても高度な知識、技術等が求められるとともに、その工事量も近年増加傾向にあることから、電気通信工事の施工管理に従事する技術者の育成・確保を図る必要があります。

また、建築施工管理に係る2級の技術検定については、3つの専門種別（建築、躯体及び仕上げ）ごとに実施していますが、工法等の変化により、求められる知識が共通化していることや、就職前に合格した場合、就職後の担当工事の種類によっては学科試験を受け直す必要が生じている状況を踏まえ、2級の学科試験の種別を廃止し、共通試験として実施する必要があります。

加えて、工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録基幹技能者講習」という。）を修了した者についても、講習の種目によってはその能力が主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者（以下「主任技術者等」という。）と同等と認められるものがあることから、当該講習修了者についても主任技術者等の要件を満たすものとし、その活用を図っていくことが必要です。

以上のことから、建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「施行令」という。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「施行規則」という。）、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号。以下「検定規則」という。）、関連告示（昭和37年建設省告示第2755号、昭和47年建設省告示第350号、昭和58年建設省告示第1508号、昭和63年建設省告示第1317号、平成7年建設省告示第1297号及び平成27年国土交通省告示第1197号）及び建設業許可事務ガイドライン（平成13年国総建第97号。以下「許可事務ガイドライン」という。）

について所要の改正を行い、本日付で公布・施行することといたします。

改正の主な内容は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これらに留意の上、事務執行に遺漏なきよう取り扱われるようお願ひいたします。

## 記

### (1) 電気通信工事施工管理に係る技術検定の新設について

#### ア 試験概要等

技術検定の種目として「電気通信工事施工管理」を新設し、検定の対象とする技術を「電気通信工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術」とする。(施行令第27条の3関係)

試験科目については、1級、2級ともに、学科試験を電気通信工学等、施工管理法及び法規、実地試験を施工管理法とする。(検定規則第1条(別表第1、別表第2)関係)

#### イ 受検資格

受検資格については、1級、2級ともに、原則として他の施工管理に係る技術検定(土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理)と同一のものとし(施行令第27条の5関係)、施行令第27条の5第1項第1号及び第2号並びに第2項第2号ロ(1)に規定する国土交通大臣が指定する指定学科を「電気通信工学、電気工学、土木工学、都市工学、機械工学又は建築学に関する学科」とする(検定規則第2条関係)。なお、1級の技術検定に関しては、「電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、電気通信工事に関し指導監督的実務経験1年以上を含む6年以上の実務経験を有する者」についても、2級の技術検定に関しては、「電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、電気通信工事に関し1年以上の実務経験を有する者」についても受検することができるものとする。(昭和37年建設省告示第2755号及び平成27年国土交通省告示第1197号関係)

#### ウ 受験手数料

受験手数料については、1級の学科試験・実地試験はそれぞれ13,000円、2級の学科試験・実地試験はそれぞれ6,500円とする。(施行令第27条の10関係)

## **エ 合格者の取扱い**

2級合格者については、電気通信工事業に係る主任技術者等の要件を満たすものとする。（施行規則第7条の3関係）

1級合格者については、上記に加え、電気通信工事の監理技術者及び電気通信工事業に係る特定建設業者の営業所専任技術者としての要件を満たすものとする。（昭和63年建設省告示第1317号関係）

### **(2) 建築施工管理技術検定に係る2級の学科試験の種別廃止について**

建築施工管理に係る2級の技術検定のうち、学科試験については平成30年度より種別を廃止することとする。（施行令第27条の3関係）

なお、学科試験の科目については、建築学等、施工管理法及び法規とし、実地試験の科目のうち躯体施工管理法及び仕上施工管理法については、その試験基準に、それぞれ躯体・基礎工事、仕上工事について「工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法を正確に理解」することを追加する。（検定規則第1条（別表第2）関係）

### **(3) 登録基幹技能者講習を修了した者の主任技術者等の要件への認定について**

登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものについては、主任技術者等の要件を満たすものとする（施行規則第7条の3関係）。なお、「許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるもの」については、別途告示を制定する予定である。

### **(4) その他**

電気通信工事の内容を「有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、ネットワーク設備、情報設備等の電気通信設備を設置する工事」に、電気通信工事の例示を「有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事」に改める。（昭和47年建設省告示第350号及び許可事務ガイドライン関係）

管 第 243 号  
建 技 第 457 号  
令和 7 年 1 月 23 日

部内各所属長 殿

管 理 課 長  
建設技術企画課長

現場代理人等の適正な配置の徹底及び施工体制台帳の写し等提出時の確認事項の一部改定について

のことについて、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）（令和 6 年 12 月 13 日付け 国不建第 148 号）」及び「監理技術者等の直接的かつ恒常的雇用関係の確認方法（令和 6 年 12 月 2 日付け 国不建第 120 号）」の施行に伴い、下記のとおり改定したので通知します。

なお、「現場代理人等の適正な配置の徹底について（改正）（平成 30 年 7 月 3 日付け 管第 91 号 建技第 73 号）」及び「施工体制台帳の写し等提出時の確認事項について（改正）（平成 17 年 8 月 17 日付け 事務連絡）」は、廃止します。

## 記

### 1 改定内容

別添のとおり

|   |                        |
|---|------------------------|
| 1 | 現場代理人等の適正な配置の徹底について    |
| 2 | 施工体制台帳の写し等提出時の確認事項について |

### 2 適用開始日

令和 7 年 2 月 1 日以降に入札の公告を行う工事から適用する。

### 3 その他

工事現場に置く技術者の適正な設置にあたっては、最新の「監理技術者制度運用マニュアル」及び「建設業者のための建設業法」を確認するものとする。

【監理技術者制度マニュアル URL】

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk1\\_000002.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html)

【建設業者のための建設業法 URL】

<https://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/index.html>

(事務担当)

管理課 入札・契約係

建設技術企画課 技術指導係

建設業係

## 現場代理人等の適正な配置の徹底について

現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者（以下「現場代理人等」という。）（別紙1参照）の配置状況の確認について、以下のとおりとする。

### 1 発注者支援データベースシステム等（J C I S又はC O R I N S。以下「システム」という。）（別紙2参照）導入所属における確認方法

請負者から現場代理人等届が提出された際に、当該工事の担当職員がシステムを使って現場代理人等の在籍確認、資格確認及び現場専任確認を行う（別紙3参照）。

システムで確認できない場合は、システム未導入所属と同様の確認方法をとるものとする。

### 2 システム未導入所属における確認方法

システム未導入所属においては、次のとおり確認するものとする。

#### (1) 現場代理人等の在籍確認

次のいずれかの書類の写しの提出を請負者に求める。

ア 監理技術者資格者証

イ 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書

ウ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書

エ 所属会社の雇用証明書

オ これらに準ずる資料

#### (2) 主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者の資格確認

次の書類の写しの提出を請負者に求める。

ア 主任技術者、専門技術者にあっては技術検定合格証明書又はこれに代わる書類

イ 監理技術者にあっては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（平成28年6月1日以降に講習を修了した者については監理技術者資格者証（表裏両面））

ウ 監理技術者補佐にあっては監理技術者補佐の資格を証明する書類（建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等）

### 3 事業管理システムによる現場専任確認

1又は2の方法により確認した後、富山県建設工事総合管理システム（現場代理人等入力：GB04400）において、現場代理人及び技術者の氏名を入力し、出力された帳票により、土木部及び農林水産部の既発注工事に配置されている現場代理人及び技術者と重複していないかを確認する。

### 4 現場代理人等が営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）でないことの確認

現場代理人等が営業所技術者等でないことを建設技術企画課の庁内掲示板に掲載され

ている建設業許可業者台帳で確認する。

## 5 現場代理人等が重複していた場合の対応

重複が存在した場合は、次のとおり対応する。

- (1) 請負者に対し、すべての要件を満たすものに交替を要求する。  
(兼務工事申出書が提出されている場合は、平成 30 年 3 月 15 日付け建技第 462 号「建設工事の現場代理人の常駐及び技術者の専任に係る取扱いについて」を参照。)
- (2) 条件を満たすまでは、工事の着工を認めない。
- (3) すべての要件を満たす者を配置できない場合は、契約を解除する。

## 6 適用年月日

令和 7 年 2 月 1 日

## 別紙 1

### 確認事項一覧表

|        | 現場代理人 | 主任技術者<br>(注 2) | 監理技術者<br>(注 2) | 監理技術者補佐 | 専門技術者 |
|--------|-------|----------------|----------------|---------|-------|
| 在籍要件   | ○     | ○(注 1)         | ○(注 1)         | ○(注 1)  | ○     |
| 資格要件   | —     | ○              | ○              | ○       | ○     |
| 現場専任要件 | ○     | ○              | ○              | ○       | —     |

(注 1) 元請の専任の主任技術者、専任の監理技術者、専任特例の場合の監理技術者及び監理技術者補佐は、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係（三ヶ月以上の雇用関係）が必要である。

(注 2) 専任特例の場合も含む

#### <参考>用語の解説

##### 1 現場代理人

現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、請負人の代理人として、工事現場の取締りを行い工事の施工に関する一切の事項を処理する者であり、当該工事現場に常駐することとされている（富山県建設工事標準請負契約約款第10条第2項）。

##### 2 主任技術者

建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し建設業法（以下「法」という。）第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（主任技術者）を置かなければならぬ（法第26条第1項）。

##### 3 監理技術者

発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するためには締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合においては、当該建設工事に関し、法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（監理技術者）を置かなければならぬ（法第26条第2項）。

##### 4 専任特例の主任技術者又は監理技術者

請け負った建設工事の請負代金の額が一定金額以上の場合には、主任技術者又は

監理技術者（以下「監理技術者等」という。）は専任で置くことが求められているが、建設業法第26条第3項ただし書においてその特例が設けられており、監理技術者制度運用マニュアルでは、同項ただし書による場合を「専任特例」、同項第1号による場合を「専任特例1号」、同項第2号による場合を「専任特例2号」という。

（法第26条第3項）。

## 5 監理技術者補佐

監理技術者補佐（当該工事現場に監理技術者の行うべき職務を補佐する者）は、工事現場ごとに専任で置かなければならぬこととされており（法第26条第3項第2号）、また、次のいずれかに該当する者である必要がある。ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、2)に限る。（建設業法施行令第29条）

- 1) 請け負った建設工事の種類にかかる主任技術者の資格を有する者（法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者。（一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。）
- 2) 請け負った建設工事の種類にかかる監理技術者の資格を有する者。

## 6 工事現場における監理技術者等の専任の考え方

富山県が注文者である工作物に関する工事で、工事1件の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上のものについては、より適正な施工の確保が求められるため、監理技術者等は、工事現場ごとに、専任の者でなければならぬ（法第26条第3項）。（専任特例の場合を除く）

## 7 専門技術者

専門技術者とは、請負者が土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、その一式工事の一部である専門工事を自ら施工しようとするときに、又は専門工事を施工する場合において自らそれに附帯する他の建設工事を施工しようとするときに建設業法上配置することが要求されている技術者である。法第26条第1項に規定する主任技術者に相当する者（当該建設工事に関し法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの）を置くこととされている（法第26条の2）。

## 8 営業所技術者等

営業所ごとに、建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者（一般

建設業許可の場合：営業所技術者、特定建設業許可の場合：特定営業所技術者）で専任のものを置かなければならない（法第7条第2号、法第15条第2号）。

許可の基準の一つであり、この基準の趣旨は、建設工事についての専門知識を有する技術者の恒常的な技術指導のもとで建設業の営業が行われる体制を構築することで、建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保することにある。

「専任のもの」とは、その営業所に常勤（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ＩＣＴの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。）を行う場合を含む。）して専ら職務に従事することを要する者をいい、したがって、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければならない。

ただし、各建設工事について要件を満たす場合は、特定営業所技術者は監理技術者等の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。（兼務要件は監理技術者制度運用マニュアルを参照）

#### 9 直接的な雇用関係の考え方（監理技術者制度運用マニュアルからの抜粋）

直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、在籍出向者や派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。

#### 10 恒常的な雇用関係の考え方（監理技術者制度運用マニュアルからの抜粋）

恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、（中略）、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができる必要があり、特に国、地方公共団体等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等、専任特例の場合の監理技術者又は監理技術者補佐については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

### J C I S、C O R I N Sについて

J C I Sでは、C O R I N S情報（詳細C O R I N S + 簡易C O R I N S）と企業情報を一体的に検索することができる。

詳細C O R I N Sは、請負金額2,500万円以上のC O R I N Sデータが対象であり、技術データが充実しているので工事実績を確認して指名業者の選定を行う際に使う。

簡易C O R I N Sは、詳細C O R I N Sのような詳細な技術データはないが、請負金額500万円以上のC O R I N S全データが対象なので、技術者の配置状況の確認などを行う際に使う。

※システム別情報内容一覧表（○：確認可能、×：確認不可能）

| 情報内容                 | J C I S | C O R I N S | 備 考   |
|----------------------|---------|-------------|---|
| 工事実績検索               | ○       | ○           | 在籍確認・資格確認の際に活用する。                           |
| 施工中工事検索              | ○       | ○           | 現場専任確認の際に活用する。                              |
| 工事カルテ                | ○       | ○           |   |
| 許可・経審情報              | ○       | ×           |   |
| 営業所情報                | ○       | ×           |   |
| 許可換え情報               | ○       | ×           |   |
| 監理技術者情報<br>監理技術者補佐情報 | ○       | ×           | 監理技術者及び監理技術者補佐に関して、在籍確認・資格確認・現場専任確認の際に活用する。 |
| 主任技術者情報              | ○       | ×           |   |

## システムによる確認方法

操作方法については、各システムの簡易マニュアルを参照すること。

### 1 J C I S 導入所属

#### (1) 現場代理人、主任技術者及び専門技術者の在籍確認

簡易C O R I N Sの技術者情報検索の工事実績検索を使って、現場代理人等届に記載されている現場代理人、主任技術者及び専門技術者の工事実績を確認する。(工事実績があれば、在籍要件を満たすものとみなす。ただし、元請の専任の主任技術者については、3か月以上前の実績が必要。)

#### (2) 主任技術者及び専門技術者の資格確認

簡易C O R I N Sの技術者情報検索の工事実績検索を使って、現場代理人等届に記載されている主任技術者及び専門技術者が従事した工事に係る工事カルテの技術者情報を確認する。

#### (3) 現場代理人及び主任技術者の現場専任確認

簡易C O R I N S技術者情報検索の施工中工事検索を使って、契約工期における従事工事の有無を確認する。(国、地方公共団体、公団及び事業団等の既発注工事との重複確認を行う。)

#### (4) 監理技術者及び監理技術者補佐の在籍・資格・現場専任確認

監理技術者情報及び監理技術者補佐情報を検索して、現場代理人等届に記載されている監理技術者及び監理技術者補佐の所属建設業者変更履歴について3か月以上の雇用関係があるかを確認する。(3か月以上の雇用関係があれば在籍条件を満たすことになる。)

監理技術者については、監理技術者資格の有効年月日及び監理技術者講習を過去5年以内に受講していることを確認する。

契約工期における従事工事の有無を確認する。(国、地方公共団体、公

団及び事業団等の既発注工事との重複確認を行う。)

## 2 CORINS 導入所属

### (1) 現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者の在籍確認

簡易CORINSの技術者情報検索の工事実績検索を使って、現場代理人等届に記載されている現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者の工事実績を確認する。(工事実績があれば、在籍要件を満たすものとみなします。ただし、元請の専任の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐については、3か月以上前の実績が必要。)

### (2) 主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者の資格確認

簡易CORINSの技術者情報検索の工事実績検索を使って、現場代理人等届に記載されている監理技術者の監理技術者資格者証番号及び監理技術者補佐の監理技術者補佐の資格を証明する書類を確認する。(監理技術者資格者証番号及び監理技術者補佐の資格を証明する書類があれば、資格要件を満たすものとみなす。)

現場代理人等届に記載されている主任技術者及び専門技術者が従事した工事に係る工事カルテの技術者情報を確認する。

### (3) 現場代理人、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐の現場専任確認

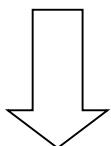
簡易CORINS技術者情報検索の施工中工事検索を使って、契約工期における従事工事の有無を確認する。(国、地方公共団体、公団及び事業団等の既発注工事との重複確認を行う。)

## 現場代理人の配置状況確認の流れ

JCIS導入所属

CORINS導入所属

現場代理人等届又は現場代理人等変更届提出

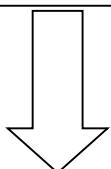


簡易CORINS技術者情報検索の工事実績検索

工事実績を確認する。  
(在籍確認)

システムで確認できない場合

書類(写し)の提出を求める。  
(在籍確認)

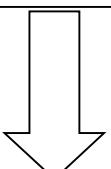


工事実績有り

在籍確認後

簡易CORINS技術者情報検索の施工中工事検索

契約工期における従事工事の有無を確認する。  
(現場専任確認)



従事工事無し

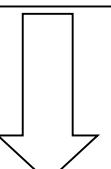
事業管理システム

契約工期における従事工事の有無を確認する。  
(現場専任確認)

在籍要件又は現場専任要件のいずれかを満たさない場合

(1) 請負者に対し、すべての要件を満たす者に交替を要求する。

(2) すべての要件を満たす者を配置できない場合は、契約を解除する。



従事工事無し

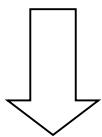
確認作業終了

## 主任技術者の配置状況確認の流れ

JCIS導入所属

現場代理人等届又は現場代理人等変更届提出

CORINS導入所属

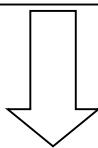


### 簡易CORINS技術者情報検索の工事実績検索

3か月以上前の工事実績を確認する。(元請の専任の主任技術者)  
(在籍確認)  
必要な資格を有しているかを確認する。  
(資格確認)

システムで確認できない場合

書類(写し)の提出を求める。  
(在籍・資格確認)

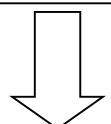


工事実績有り  
資格有り

在籍有り  
資格有り

### 簡易CORINS技術者情報検索の施工中工事検索

契約工期における従事工事の有無を確認する。  
(現場専任確認)



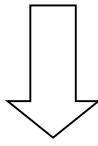
従事工事無し

在籍要件、資格要件又は現場専任要件のいずれかを満たさない場合

- (1) 請負者に対し、すべての要件を満たす者に交替を要求する。
- (2) すべての要件を満たす者を配置できない場合は、契約を解除する。

事業管理システム

契約工期における従事工事の有無を確認する。  
(現場専任確認)



従事工事無し

確認作業終了

## 専門技術者の配置状況確認の流れ

現場代理人等届又は現場代理人等変更届提出

JCIS導入所属

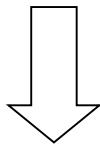
CORINS導入所属

簡易CORINS技術者情報検索の工事実績検索

工事実績を確認する。  
(在籍確認)  
必要な資格を有しているかを確認する。

システムで確認できない場合

書類(写し)の提出を求める。  
(在籍・資格確認)



工事実績有り  
資格有り

在籍有り  
資格有り

確認作業終了

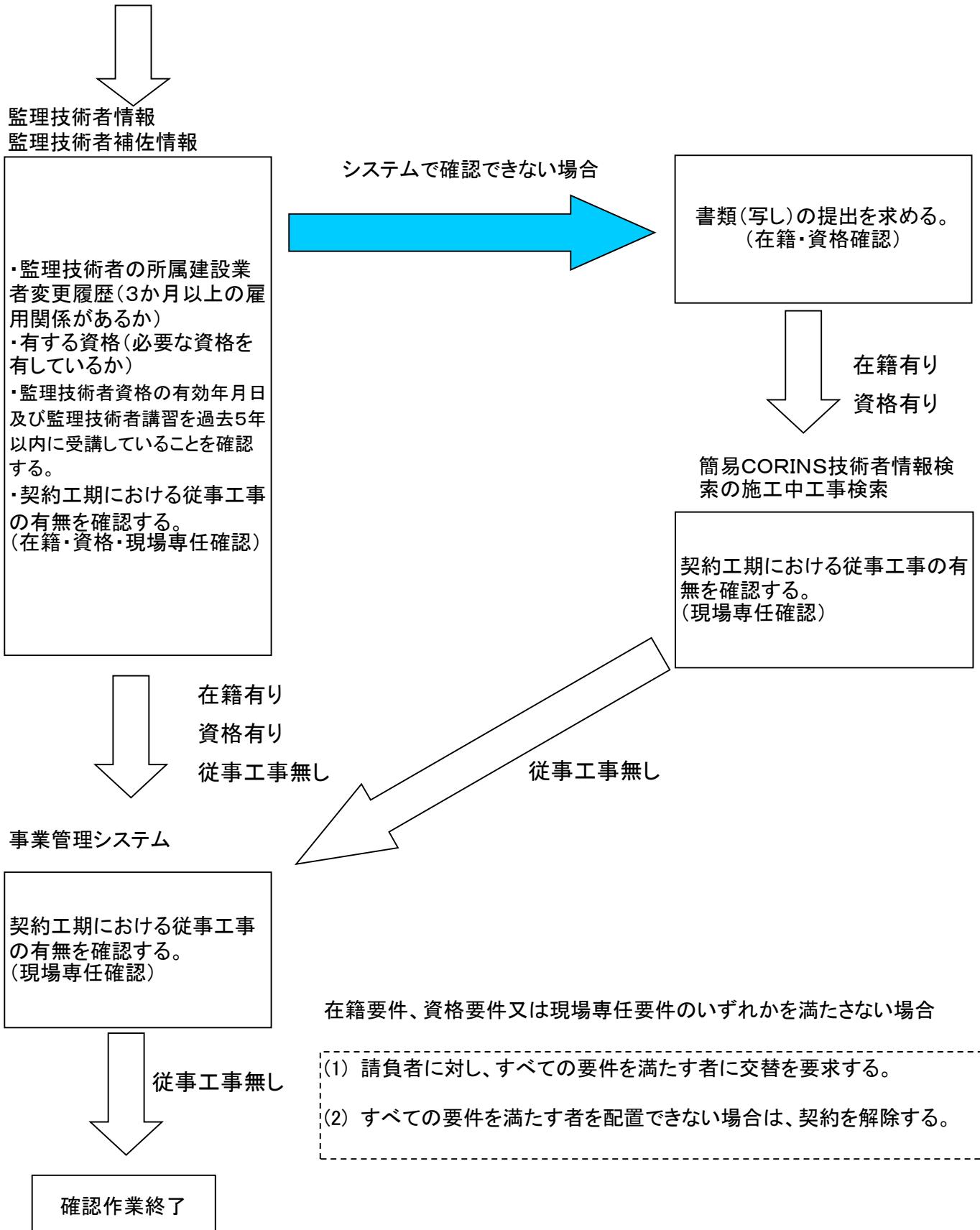
在籍要件又は資格要件のいずれかを満たさない場合

- (1) 請負者に対し、すべての要件を満たす者に交替を要求する。
- (2) すべての要件を満たす者を配置できない場合は、契約を解除する。

## 監理技術者及び監理技術者補佐の配置状況確認の流れ

JCIS導入所属の場合

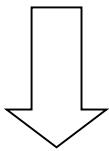
現場代理人等届又は現場代理人等変更届提出



## 監理技術者及び監理技術者補佐の配置状況確認の流れ

CORINS導入所属の場合

現場代理人等届又は現場代理人等変更届提出



簡易CORINS技術者情報検索の工事実績検索

3か月以上前の工事実績を確認する。  
(在籍確認)

システムで確認できない場合



- ・書類(写し)の提出を求める。  
(システムで在籍確認ができない場合)
- ・書類(写し)の提出を求める。  
(資格確認)

在籍有り  
資格有り

簡易CORINS技術者情報検索の施工中工事検索

契約工期における従事工事の有無を確認する。  
(現場専任確認)

従事工事無し

事業管理システム

契約工期における従事工事の有無を確認する。  
(現場専任確認)

在籍要件、資格要件又は現場専任要件のいずれかを満たさない場合

- (1) 請負者に対し、すべての要件を満たす者に交替を要求する。
- (2) すべての要件を満たす者を配置できない場合は、契約を解除する。

従事工事無し

確認作業終了

## 施工体制台帳の写し等提出時の確認事項について

施工体制台帳の写し等提出時の確認事項について、以下のとおりとする。なお、金額については、消費税及び地方消費税を含む額とする。

### 1 工事打合せ簿および施工体制台帳の写し（様式 50 号）

- (1) すべての項目について記載もれがないこと。
- (2) 元請業者について

ア 下請契約の合計額が 5,000 万円（建築工事業の場合は 8,000 万円）以上である場合には、元請業者が、大臣許可、知事許可の区分にかかわらず、特定建設業の許可を有する者であること。（建設業法第 16 条、第 3 条、施行令第 2 条）

#### 【確認方法】

J C I S 導入所属は、原則として J C I S の許可情報を検索して確認する。

J C I S が導入されていない所属は、暫定的に従来どおり次の方法で確認する。

県内業者・・・建設工事競争入札参加資格者名簿

※特定建設業の許可を持っている場合は、名簿の「特定許可」欄に「有」の表示

県外業者・・・不明な業者については、建設技術企画課建設業係に照会

イ 工事現場に配置されている元請業者の主任技術者（監理技術者及び監理技術者補佐）は、現場代理人等届（様式第 46 号の 1）又は現場代理人等変更届（様式第 46 号の 2）に記載されている者と同一であること。また、アの場合においては、主任技術者に代えて、監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者（建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定により、専任特例 2 号の監理技術者を置いた場合には、当該資格を所有する監理技術者補佐）を置いていること。（建設業法第 26 条）

#### 【確認方法】

施工体制台帳の写しに記載されている元請業者の主任技術者（監理技術者及び監理技術者補佐）氏名が現場代理人等届又は現場代理人等変更届に記載されている氏名と同一であることを確認する。異なる場合は、施工体制台帳の写しを再提出させるか、又は、現場代理人等変更届を提出させる。現場代理人等変更届が提出された際には「現場代理人等の適正な配置の徹底について」（平成 30 年 7 月 3 日付け管第 91 号、建技第 73 号土木部長通知）に従い、確認を行う。

### (3) 下請業者について

ア 下請負に付する金額が 500 万円（建築一式工事の場合は 1,500 万円）以上の場合は、下請業者がその工事内容に応じた建設業の許可を取得していること。（建設業法第 3 条、施行令第 1 条の 2）

#### 【確認方法】

J C I S 導入所属は、原則として J C I S の許可情報を検索して確認する。

J C I S が導入されていない所属は、暫定的に従来どおり次の方法で確認する。

- ・県内業者（県の入札参加資格有り）・・・建設工事競争入札参加資格者名簿  
※建設業の許可を得ている業種と入札参加資格の種類は同一
- ・県内業者（県の入札参加資格無し）・・・不明な場合は、所管の土木センター・土木事務所又は建設技術企画課建設業係に照会
- ・県外業者・・・・・・・・・・・・・・・・建設技術企画課建設業係に照会

イ 工事現場に主任技術者を置いていること。（建設業法第26条、施行令第27条）

【確認方法】

技術者資格及び専任制（下請負金額が4,500万円（建築一式工事にあっては9,000万円）以上の場合、専任であることが必要。）等について口頭で確認すること。

(4) 下請負金額について

下請負金額が不当に低いものでないこと。（建設業法第19条の3）

【確認基準】

直工比率が1.0以上であること（ただし、比較できない場合は、確認不要とする）。

2 施工体系図の写し（様式第51号）

- (1) すべての項目について記載もれがないこと。
- (2) 下請の内容について、施工体制台帳の写しの内容と一致していること。

3 再下請届通知書の写し（様式第50号の3）

- (1) すべての項目について記載もれがないこと。
- (2) 再下請負契約がある場合に写しの提出が必要である。

4 施工体制台帳および施工体系図の写しの提出が必要な場合

- (1) 公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳および施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出するものとする。  
ただし、施工体制台帳の写しについては、工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術（建設キャリアアップシステム）を利用する方法により確認することができる措置を講じている場合、提出を不要とする。

（入契法第15条、安衛法30条）

- (2) 建設工事の完成を目的としていない交通整理員等は、下請負には該当しないので提出の必要はない。なお、クレーン車等のリース（機械の運転者を含む。）は、建設工事の完成を目的とした行為と考えられ、建設工事の請負契約に当たるので、施工体制台帳および施工体系図の写しを提出するよう指導すること。

- (3) 建設業における労働者派遣（作業員を他社から借用する場合）は、労働者派遣法の規定にそぐわないため、労務提供のみはあり得ない（請負という形態しかない。）ことを、請負者に対し、まず指導すること。その上で、土工、とび工、型枠工等の工種

区分により、施工体制台帳および施工体系図の写しを提出するよう指導すること。

また、施工体制台帳および施工体系図の写しを提出せずに作業員の借用を受け、労災事故があった場合、労災の適用等に支障を生じ、対応できないことになるので注意すること。

## 5 一括下請負

一括下請負が建設業法第22条により禁止されていることから、施工体制台帳および施工体系図の写しの提出時には、施工体制を口頭で確認するとともに、工事現場においては、元請業者が技術者を配置しているのみでなく、工程管理、工事目的物の品質管理及び下請負人間の施工の調整等について、実質的に関与していることを隨時確認すること。

## 6 下請負関係に疑義が生じた場合の措置

疑義の生じた事項について請負者から事情を聴取し、是正すべき点については、是正を求めること。

なお、是正されない場合については、指名停止等の措置を検討するので、管理課入札・契約係まで報告をお願いします。

## 7 適用開始日

令和7年2月1日

## 工事打合簿

|      |  |       |          |
|------|--|-------|----------|
| 発議者  | <input type="checkbox"/> 発注者 監督員名 入善 ○男<br><input checked="" type="checkbox"/> 受注者 会社名 株式会社□□建設<br>現場代理人名 立山 ○男  | 発議年月日 | 令和〇年〇月〇日 |
| 発議事項 | <input type="checkbox"/> 指示:下記事項について指示します。<br><input type="checkbox"/> 協議:下記事項について協議します。<br><input type="checkbox"/> 承諾:下記事項について承諾します。<br><input checked="" type="checkbox"/> その他:(通知) |       |          |
| 工事名  | 一般県道〇〇線県単独道路改良工事   |       |          |
| 場所   | 〇〇市〇〇町〇〇〇  | 地内    |          |
| 工種名  | 内 容  |       |          |
|      | 別添のとおり、施工体制台帳、施工体系図、再下請け通知書の写しを提出します。<br>(一次下請負金額の合計 〇〇〇円)   |       |          |

## (留意事項)

- ・添付図面等がある場合は、内容欄下に記載する。
- ・発議事項のその他については、工事の施工について立会いを必要とする場合や、届出、報告、通知、提出を行う場合とする。

## 施工体制台帳

《下請負人に関する事項》

〔会社名〕株式会社□□建設

|        |  |
|--------|--|
| 「事業所名」 |  |
|--------|--|

|                   |                          |                  |           |
|-------------------|--------------------------|------------------|-----------|
| 工事名<br>及び<br>工事内容 | 許可業種                     | 許可番号             | 許可(更新)年月日 |
| 発注者<br>及び<br>住所   | 工事業<br>大臣特定<br>知事一般<br>号 | ○○土木センタ<br>ー     |           |
| 工期                | 自<br>令和2年11月10日          | 契約日<br>令和2年11月9日 |           |

|           |                    |           |                   |                   |                   |                   |
|-----------|--------------------|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 契約所<br>契営 | 区分<br>元請契約<br>下請契約 | 名称<br>住 所 | 加入<br>未加入<br>適用除外 | 加入<br>未加入<br>適用除外 | 加入<br>未加入<br>適用除外 | 加入<br>未加入<br>適用除外 |
|-----------|--------------------|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|

|                |                             |                        |                   |                   |                   |                   |
|----------------|-----------------------------|------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 健康保険等<br>の加入状況 | 保険加入<br>の有無<br>事業所<br>整理記号等 | 加入<br>未加入<br>適用除外      | 加入<br>未加入<br>適用除外 | 加入<br>未加入<br>適用除外 | 加入<br>未加入<br>適用除外 | 加入<br>未加入<br>適用除外 |
|                | 区分<br>元請契約<br>下請契約          | 營業所の名称<br>元請契約<br>下請契約 | 健康保険<br>厚生年金保険    | 健康保険<br>厚生年金保険    | 健康保険<br>厚生年金保険    | 健康保険<br>厚生年金保険    |
|                |                             |                        |                   |                   |                   |                   |

|                         |       |                |                        |                |                |                        |
|-------------------------|-------|----------------|------------------------|----------------|----------------|------------------------|
| 発注者の監督員名                | 入善 ○男 | 権限及び意見<br>申出方法 | 権限及び意見<br>申出方法         | 権限及び意見<br>申出方法 | 権限及び意見<br>申出方法 | 権限及び意見<br>申出方法         |
| 監理員名                    | 立山 ○男 |                |                        |                |                |                        |
| 現代理人名                   | 任     |                |                        |                |                |                        |
| 監理技術者名                  | 任     |                |                        |                |                |                        |
| 監理技術者名                  | 非専任   |                |                        |                |                |                        |
| 監理技術者名                  | 非専任   |                |                        |                |                |                        |
| 監理技術者名                  | 門     |                |                        |                |                |                        |
| 監理技術者名                  | 門     |                |                        |                |                |                        |
| 資格内容                    | 門     |                |                        |                |                |                        |
| 担当工事内容                  | 門     |                |                        |                |                |                        |
| 一号特定技能外<br>国人の従事の状況(有無) | 有     | 無              | 外国人建設就<br>労者の従事の状況(有無) | 有              | 無              | 外国人技能実<br>習生の従事の状況(有無) |
| 二号特定技能外<br>国人の従事の状況(有無) | 有     | 無              | 外国人建設就<br>労者の従事の状況(有無) | 有              | 無              | 外国人技能実<br>習生の従事の状況(有無) |

発注者へ写しを提出する際の添付書類  
・下請負人と締結した下請契約に係る契約書の写し  
・建設業法施行規則第14条の2に定める事項を記載した作業員名簿

(記入要領)

1 この様式は元請が作成する。一次下請業者等が報告する再下請負通知書(様式第50号の3)添付することにより、  
一次下請負業者引の施工体制台帳とする。

2 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載がある場合は、その写しを添付することにより  
記載を省略することができます。

3 主任技術者又は監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに〇印を付けること。

4 監理技術者補佐名は建設業法第26条第3項第2号の規定により監理技術者が兼務する場合のみ記載する。

5 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。  
(主任技術者又は監理技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

6 受注者が設置する主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐並びに専門技術者について次のものを添付すること。  
(1) 資格を証するものの写し  
(2) 自社従業員である証明書類の写し(※)

※ 監理技術者資格者証の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、  
所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準する資料

7 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「未加入」を、  
行っていない場合(適用を受けない場合は「適用除外」を〇で囲む)、「未加入部について行っていない場合を含む」は「未加入」を、  
従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を〇で囲む。

この様式左側の営業所の名称欄には、事業所整理記号及び事業所番号、健康保険組合にあっては組合名を、  
右側の一次下請負人に係る営業所の名称欄には、この様式左側の営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号、健康保険組合にあっては組合名を、  
事業所整理記号等の営業所の名称欄には、この様式左側の営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、  
右側の一次下請負人に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、  
本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。  
なお、この様式左側にについて、元請契約に係る営業所で下請契約を施行する場合は、下請契約欄に同上と記載する。  
右側の一次下請負人に係る営業所で下請契約を施行する場合は欄を追加して記載する。

※<下請負人に係る事項>の「主任技術者、専門技術者」の記入要領

1 主任技術者の配属状況について専任・非専任のいずれかに〇印を付すこと。

2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。

(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

3 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は、下請契約欄は適宜欄を設けて全員を記載する。

4主任技術者の資格内容は、以下の中から該当するものを選んで記載すること。

(1) 経験年数による場合

1)大学卒「指定学科」3年以上の実務経験  
(短大・高専卒業者を含む。)

2)高校卒「指定学科」5年以上の実務経験

3)その他 10年以上の実務経験

(2) 資格等による場合

1)建設業法「技術検定」

2)建築士法「建築士試験」

3)技術士法「技術士試験」

4)電気工事士法「電気工事士試験」

5)電気事業法「電気主任技術者国家試験等」

6)消防法「消防設備工事士試験」

7)職業能力開発促進法「技能検定」

## 再下請負通知書

年 月 日

直近上位  
注文者 \_\_\_\_\_ 【報告下請負業者】  
住 所 \_\_\_\_\_

|                              |       |
|------------------------------|-------|
| 元 請 名 称                      | 会 社 名 |
| 工事名<br>及<br>工<br>事<br>内<br>容 | 代表者名  |

## 《自社に関する事項》

| 工 期                    | 自                                      | 至   | 注 文 者 と の<br>契 紦 日   |
|------------------------|--|---|--|
| 建 設 業 の<br>許 可         | 施工に必要な許可業種<br>工事業<br>工事業               | 大臣 特定 第<br>知事 一般<br>大臣 特定 第<br>知事 一般                  | 許可(更新)年月日<br>号<br>号  |
| 健 康 保 險 等<br>の 加 入 状 況 | 保 险 加 入<br>の 有 無<br>事 业 所<br>整 理 記 号 等 | 健 康 保 險<br>加 入<br>未 加 入<br>適用除外<br>事 业 所<br>整 理 記 号 等 | 厚 生 年 金 保 險<br>加 入<br>未 加 入<br>適用除外<br>厚 生 年 金 保 險<br>未 加 入<br>適用除外<br>雇 用 保 險 |

| 工 期            | 自                        | 至                                    | 契 紺 日               |
|----------------|--------------------------|--------------------------------------|---------------------|
| 建 設 業 の<br>許 可 | 施工に必要な許可業種<br>工事業<br>工事業 | 大臣 特定 第<br>知事 一般<br>大臣 特定 第<br>知事 一般 | 許可(更新)年月日<br>号<br>号 |

| 工 期            | 自                        | 至                                    | 契 紺 日               |
|----------------|--------------------------|--------------------------------------|---------------------|
| 建 設 業 の<br>許 可 | 施工に必要な許可業種<br>工事業<br>工事業 | 大臣 特定 第<br>知事 一般<br>大臣 特定 第<br>知事 一般 | 許可(更新)年月日<br>号<br>号 |

| 工 期            | 自                        | 至                                    | 契 紺 日               |
|----------------|--------------------------|--------------------------------------|---------------------|
| 建 設 業 の<br>許 可 | 施工に必要な許可業種<br>工事業<br>工事業 | 大臣 特定 第<br>知事 一般<br>大臣 特定 第<br>知事 一般 | 許可(更新)年月日<br>号<br>号 |

| 工 期            | 自                        | 至                                    | 契 紺 日               |
|----------------|--------------------------|--------------------------------------|---------------------|
| 建 設 業 の<br>許 可 | 施工に必要な許可業種<br>工事業<br>工事業 | 大臣 特定 第<br>知事 一般<br>大臣 特定 第<br>知事 一般 | 許可(更新)年月日<br>号<br>号 |

| 工 期            | 自                        | 至                                    | 契 紺 日               |
|----------------|--------------------------|--------------------------------------|---------------------|
| 建 設 業 の<br>許 可 | 施工に必要な許可業種<br>工事業<br>工事業 | 大臣 特定 第<br>知事 一般<br>大臣 特定 第<br>知事 一般 | 許可(更新)年月日<br>号<br>号 |

発注者へ写しを提出する際の添付書類  
・下請負人と締結した下請契約に係る契約書の写し  
・建設業法施行規則第14条の4に定める事項を記載した作業員名簿

(記入要領)

- 1 報告下請負業者は元請に提出すること。
  - 2 再下請負業者の契約書の写しを添付すること。
  - 3 この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。
  - 4 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合は（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合は「未加入」を）、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- 事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を、一括適用の承認に係る営業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- 本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。
- なお、この様式左側について、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所で再下請負業者の請負契約を行った場合には欄をそれぞれ追加する。
- ※主任技術者、専門技術者の記入要領
- 主任技術者について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すこと。  
専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等での工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。  
(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
- 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 主任技術者の資格内容は、以下の中から該当するものを選んで記載すること。
- (1) 経験年数による場合
- 1)大学卒「指定学科」3年以上の実務経験  
(専大・高専卒業者を含む。)
  - 2)高校卒「指定学科」5年以上の実務経験  
3)その他 10年以上の実務経験
- (2) 資格等による場合
- 1)建設業法「技術検定」  
2)建築士法「建築士試験」  
3)技術士法「技術士試験」  
4)電気工事士法「電気工事士試験」  
5)電気事業法「電気主任技術者国家試験等」  
6)消防法「消防設備工士試験」  
7)職業能力開発促進法「技能検定」

## 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

|      |                  |
|------|------------------|
| 登注者名 | ○○土木セクター         |
| 工事名称 | 一般県道○○線県単独道路改良工事 |

|           |           |
|-----------|-----------|
| 元請者名      | 株式会社□□建設  |
| 監督員名      |           |
| 監理技術者名    |           |
| 主任技術者名    |           |
| 監理技術者補佐名  |           |
| 専門技術者名    |           |
| 担当工事内容    |           |
| 専門技術者名    |           |
| 担当工事内容    |           |
| 会長        | 統括安全衛生責任者 |
| 副会長       |           |
| 副会長       |           |
| 元方安全衛生管理者 |           |
| 工期        | 年月日～年月日   |
| 書記        |           |

|         |         |
|---------|---------|
| 会社名     |         |
| 代表者名    |         |
| 許可番号    |         |
| 一般／特定の別 | 一般／特定   |
| 安全衛生責任者 |         |
| 主任技術者   |         |
| 専門技術者   |         |
| 専門技術者   |         |
| 担当工事内容  |         |
| 工事      | 年月日～年月日 |

|         |         |
|---------|---------|
| 会社名     |         |
| 代表者名    |         |
| 許可番号    |         |
| 一般／特定の別 | 一般／特定   |
| 安全衛生責任者 |         |
| 主任技術者   |         |
| 専門技術者   |         |
| 専門技術者   |         |
| 担当工事内容  |         |
| 工事      | 年月日～年月日 |

|         |         |
|---------|---------|
| 会社名     |         |
| 代表者名    |         |
| 許可番号    |         |
| 一般／特定の別 | 一般／特定   |
| 安全衛生責任者 |         |
| 主任技術者   |         |
| 専門技術者   |         |
| 専門技術者   |         |
| 担当工事内容  |         |
| 工事      | 年月日～年月日 |

|         |         |
|---------|---------|
| 会社名     |         |
| 代表者名    |         |
| 許可番号    |         |
| 一般／特定の別 | 一般／特定   |
| 安全衛生責任者 |         |
| 主任技術者   |         |
| 専門技術者   |         |
| 専門技術者   |         |
| 担当工事内容  |         |
| 工事      | 年月日～年月日 |

|         |         |
|---------|---------|
| 会社名     |         |
| 代表者名    |         |
| 許可番号    |         |
| 一般／特定の別 | 一般／特定   |
| 安全衛生責任者 |         |
| 主任技術者   |         |
| 専門技術者   |         |
| 専門技術者   |         |
| 担当工事内容  |         |
| 工事      | 年月日～年月日 |

|         |         |
|---------|---------|
| 会社名     |         |
| 代表者名    |         |
| 許可番号    |         |
| 一般／特定の別 | 一般／特定   |
| 安全衛生責任者 |         |
| 主任技術者   |         |
| 専門技術者   |         |
| 専門技術者   |         |
| 担当工事内容  |         |
| 工事      | 年月日～年月日 |

|         |         |
|---------|---------|
| 会社名     |         |
| 代表者名    |         |
| 許可番号    |         |
| 一般／特定の別 | 一般／特定   |
| 安全衛生責任者 |         |
| 主任技術者   |         |
| 専門技術者   |         |
| 専門技術者   |         |
| 担当工事内容  |         |
| 工事      | 年月日～年月日 |

## 参考

### 【監理技術者等の工事現場における専任】

公共性のある工作物に関する重要な工事（工事1件の請負代金が4,500万円以上。ただし、建築一式工事の場合は9,000万円以上。公共工事、民間工事を問わず、個人住宅を除くほとんどの工事が該当する）では、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、監理技術者等を工事現場ごとに専任で置く必要がある（専任特例の場合を除く）（建設業法第26条第3項、建設業法施行令第27条第1項）。

この現場専任制度は、元請、下請にかかわらず、適用される。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。

### 【2以上の工事を同一の監理技術者等が兼務できる場合】

#### （1）専任特例1号

適用要件の詳細は、最新の監理技術者制度運用マニュアルを参照すること。

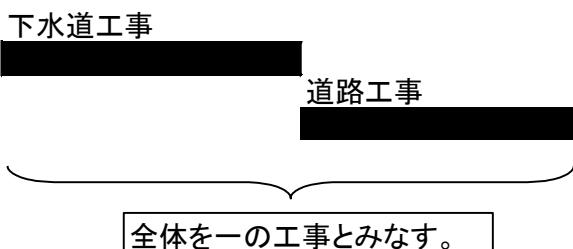
[建設産業・不動産業：ガイドライン・マニュアル - 国土交通省](#)

#### （2）専任特例2号

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事において、監理技術者を配置する場合は専任が必要となるが、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を当該工事現場に専任で置くときは、この限りではない。なお、この場合の同一の監理技術者が兼務できる工事現場数は2となる。（建設業法第26条第3項第2号、第4項、建設業法施行令第29条、第30条）

#### （3）密接な関連のある工事

例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（令第27条第2項）。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。

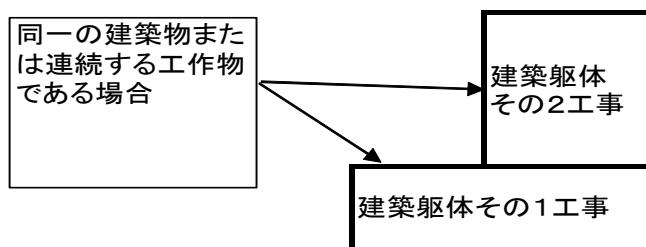


#### (4) 工期が重複し、かつ、同一の建築物又は連続する工作物を対象とする工事

同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。

##### (注意事項)

この規定は、専任の監理技術者についても認められている。この場合、建設業法第3条第1項（一般建設業と特定建設業の区分）、同法第26条第1項及び第2項（主任技術者と監理技術者の区分）等の規定については、一の工事として適用される。



※同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。

#### 【元請負人の専任期間】

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で配置すべき期間は契約工期が基本となる。

#### 【専任を要しない期間】

たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任を要しない。

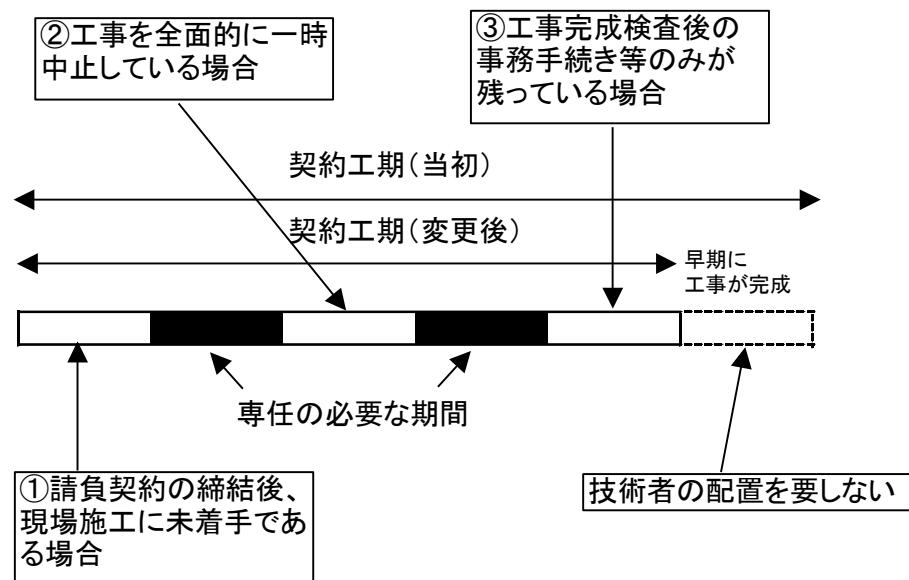
ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

##### (注意事項)

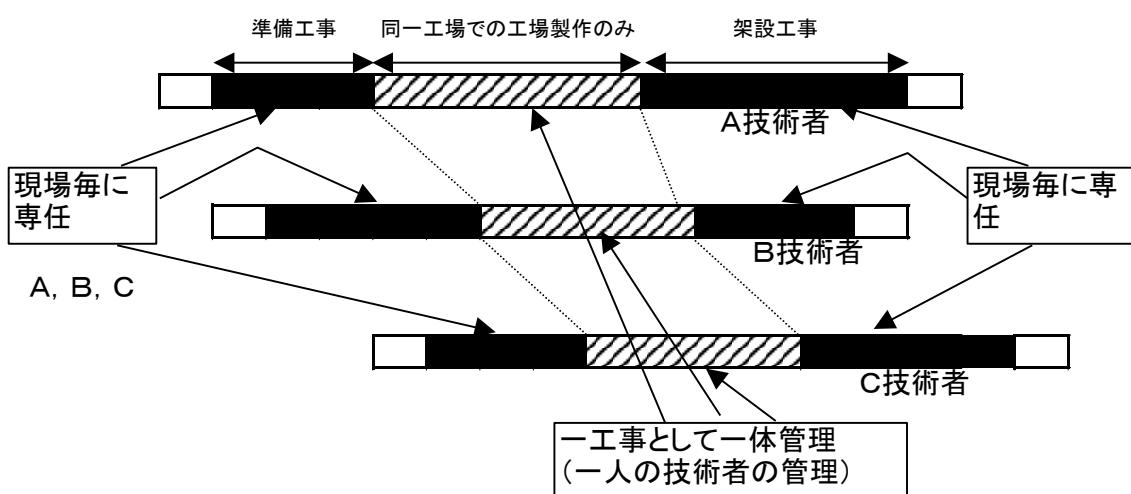
専任を要しない期間中であっても、監理技術者等の配置は必要である。

したがって、たとえば、監理技術者等が専任を要しない期間中の工事（例：工事を全面的に中止している期間中の工事）と、専任を要する期間中の工事（例：現場施工している期間中の工事）を兼務することは建設業法違反になる。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない。）



- ④ ②又は③に類した理由で、工事が不稼動である期間
- ⑤ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間



#### (注意事項)

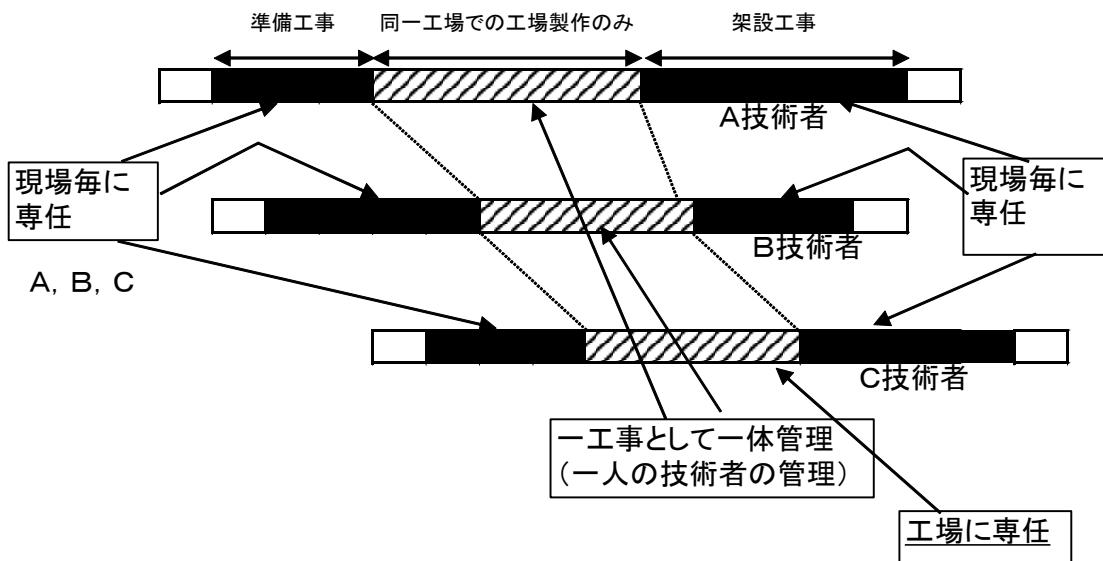
工場製作を含む低入札工事における技術者の配置については、「低入札案件における技術者の増員の義務付けに係る取扱いについて」（平成21年3月13日付け管第86号）に基づき、下記のとおり運用することとする。

(工事1件の請負代金が4,500万円以上の場合)

|       | 役職        | 準備工事期間 | 工場製作期間 | 架設工事期間 |
|-------|-----------|--------|--------|--------|
| 通常工事  | 監理技術者等    | 専任     | 非専任    | 専任     |
|       | 担当技術者(増員) | ×      | ×      | ×      |
| 低入札工事 | 監理技術者等    | 専任     | 専任     | 専任     |
|       | 担当技術者(増員) | 専任     | ×      | 専任     |

専任:他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること

(通常工事A・B、低入札工事C)

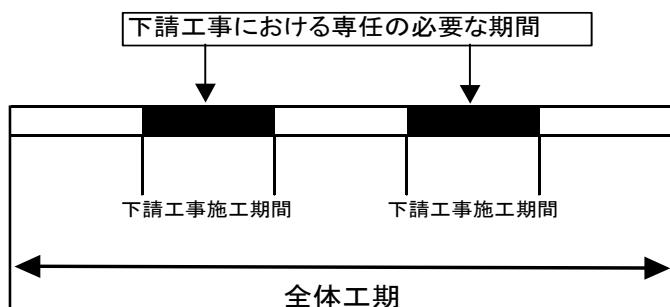


#### 【下請負人の専任期間】

下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とする。

(注意事項)

工事が三次下請業者まで下請されている場合で、三次下請業者が作業を行っている場合は、一次・二次下請業者は、自らが直接施工する工事がない場合であっても監理技術者等は現場に専任しなければならない。



## 【営業所技術者等と監理技術者等との関係】

営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者）は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められている。以下の各建設工事について要件を満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。なお、専任特例を活用する場合との併用はできない。また、（1）及び（2）の併用はできない。

- （1）主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事又は配置する必要がない建設工事（（2）の場合以外）

専任特例1号の監理技術者等の適用要件に準じるが、詳細は最新の監理技術者制度運用マニュアルを参照すること。

### 建設産業・不動産業：ガイドライン・マニュアル - 国土交通省

- （2）主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合）

- ① 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること
- ③ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ④ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

建技第462号  
平成30年3月15日

部内各所属長 殿

土木部長

## 建設工事の現場代理人の常駐及び技術者の専任に係る取扱いについて

このことについて、「近接して工事を発注する場合の間接工事費等の調整に係る積算基準の改訂について」（平成30年1月25日付け管第226号、建技第380号）を通知したことに伴い、下記のとおり運用することとしたので通知します。

なお、「建設工事の現場代理人の常駐及び技術者の専任に係る取扱いについて」（平成26年3月3日付け建技第59号）は、廃止します。

### 記

#### 1 現場代理人の常駐の取扱いについて

このことについては、「富山県建設工事標準請負契約約款第10条の改正にかかる現場代理人の工事現場における常駐等の運用について（通知）」（平成23年3月31日付け建技第107号）【別添1】によるが、兼務については当面の間、以下のとおり取扱うものとする。

なお、この取扱いは平成30年4月1日以降に見積の依頼、指名の通知又は入札の公告を行う工事から適用する。

#### 現場代理人の工事現場における兼務について

次の場合は、現場代理人を兼務させることができるものとする。

##### （1）現場代理人を兼務させることができる場合は、次の①又は②の場合に限る

- ① 隨意契約方式により工事を発注し間接工事費等を調整した工事
- ② 以下の全てを満たす場合
  - (a) 工事現場相互の間隔が10km程度に近接していること
  - (b) 兼務する工事の件数は、他の発注機関の工事も含め2件であること
  - (c) 工事現場の運営、取締り等が困難でないこと
  - (d) 発注者と常に携帯電話等で連絡をとれること
  - (e) 発注者が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行えること

##### （2）現場代理人兼務工事の申出及び承認

受注者は、現場代理人を兼務配置したいときは、それぞれの発注者に対し「現場代理人兼務工事申出書」により申出なければならない。工事期間中に新たに兼務配置したいときも同様に申出なければならない。

発注者は申出があった場合、速やかに「現場代理人兼務工事回答書」により回答するものとする。

なお、承認にあたっては、下の条件を付すものとする。

<条件>

現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障をきたさないこと。  
発注者との連絡体制を確保すること。

## 2 技術者の専任に係る取扱いについて

このことについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」  
(平成 26 年 2 月 3 日付け国土建第 272 号)【別添 2】より以下のとおり運用する。

(1) 専任を要する主任技術者を兼務させることができる工事は次の①～③をすべて満たすものとする

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連續性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること
- ② 工事現場の相互の間隔が 10km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合であること
- ③ 次に定める要件を満たす工事であること
  - (a) 同一の主任技術者が管理することができる工事の件数は、専任が必要な工事を含む場合は 2 件であること
  - (b) 低入札価格調査制度の調査基準価格に満たない価格をもって契約した工事でないこと

(2) 主任技術者の兼務工事の申出及び承認

受注者は、専任を要する主任技術者を兼務配置したいときは、それぞれの発注者に対し「主任技術者兼務工事申出書」により申出なければならない。工事期間中に新たに兼務配置したいときも同様に申出なければならない。

発注者は申出があった場合、速やかに「主任技術者兼務工事回答書」により回答するものとする。

なお、承認にあたっては、下の条件を付すものとする。

<条件>

主任技術者の工事現場における工程管理、品質管理及びその他技術上の管理等に支障をきたさないこと。

## 3 現場代理人と主任技術者の兼務について

現場代理人の常駐義務の緩和に伴い、他工事の現場代理人及び主任技術者と兼務可能となったところであるが、技術者の専任義務が緩和されるものではない。

ただし、2(1)より主任技術者の兼務が認められる工事については、兼務可能とする。

(事務担当：建設技術企画課技術指導係)

# 【別添 1】

建 技 第 1 0 7 号  
平成 23 年 3 月 31 日  
(平成 30 年 4 月 1 日一部改定)

部内各所属長 殿

土 木 部 長

## 富山県建設工事標準請負契約約款第 10 条の改正にかかる現場代理人の工事現場における常駐等の運用について（通知）

このことについて、下記のとおり運用することとしたので通知します。  
なお、本運用は富山県建設工事標準請負契約約款の改正にあわせて、平成 23 年 4 月 1 日以後に見積の依頼、指名の通知又は入札の公告を行う工事から適用します。

### 記

#### 1 現場代理人の工事現場における常駐について

##### （1）現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間

次のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しない期間として取り扱うこととする。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われる期間
- ④ 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

##### （2）特記仕様書における明示

現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間について、契約上明確にするため、特記仕様書に次のとおり明示することとする。

##### （3）現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間の確認方法

常駐を要しない期間を確認する必要が生じた場合は、書面によることとする。

<文例>

第〇条 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間

- 1 次のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しない期間として取り扱うものとする。
  - ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
  - ② 工事の全部の施工を一時中止している期間
  - ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われる期間
  - ④ 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- 2 前項の期間を確認する必要が生じた場合は、書面によることとする。

(事務担当 建設技術企画課技術指導係)

## 【別添2】

国土建第272号  
平成26年2月3日

都道府県主管部局長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

### 建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）

建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）及び現場代理人について、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成25年2月5日付け国土建第348号）を定め、その適正な運用をお願いしてきたところですが、今般、下記のとおり改正し、地方整備局等あて通知しましたのでお知らせします。

貴職におかれでは、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業者団体に対しても速やかに関係事項の周知方をお願いします。

なお、「東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について」（平成25年9月19日付け国土建第162号）は、廃止します。

#### 記

##### 1. 令第27条第2項の当面の取扱いについて

令第27条第2項においては、同条第1項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- (2) (1)の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

(3) (1) 及び (2) の適用に当たっては、法第 26 条第 3 項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意されたい。

## 2. 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

平成 22 年 7 月の標準約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（標準約款第 10 条第 3 項）が追加されたことを受け、「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」（平成 23 年 1 月 14 日付け国土建第 161 号）（別紙 1）において、適切な運用に努めるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、当該規定の趣旨を踏まえ、現場代理人の常駐義務緩和について適切に運用されたい。

なお、現場代理人の常駐義務の緩和により、法第 26 条第 3 項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意されたい。

## 3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化について

監理技術者等の専任を要しない期間については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成 16 年 3 月 1 日付け国総建第 315 号）のほか、「主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について」（平成 21 年 6 月 30 日付け国総建第 75 号）（別紙 2）において、適切に設定されるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、これらの趣旨を踏まえ、監理技術者等の専任を要しない期間について適正に運用されたい。

以 上

【別紙1】

国 土 建 第 1 6 1 号

平成23年11月14日

各公共発注者 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

昨年7月の公共工事標準請負契約約款（以下「標準約款」という。）の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（標準約款第10条第3項）が追加されたことを受け、他の工事の現場代理人を兼ねるようになった例もありますが、当該規定の趣旨及び運用上の留意事項は下記のとおりですので、参考にされるとともに、適切な運用に努められますようお願いします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市区町村（指定都市を除く）及び公共発注者への周知徹底をお願いいたします。

記

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務づけられている（標準約款第10条第2項）。

しかしながら、昨今、通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、厳しい経営環境下における施工体制の合理化の要請にも配慮し、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合<sup>(※)</sup>には、例外的に常駐を要しないこととすることができるものとされた（標準約款第10条第3項）。

(※) 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合

具体的にどのような場合に常駐義務を緩和するかについては、受注者から現場代理人

に付与された権限の範囲や、工事の規模・内容等に応じた運営、取締り等の難易等を踏まえて発注者が判断すべきものであるが、その基本的な考え方を示せば次のとおりである。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応じて、発注者との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和することが考えられる。
- (2) (1) 以外にも、次の①及び②をいずれも満たす場合には、常駐義務を緩和することが考えられる。
  - ① 工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでないこと（安全管理、工程管理等の内容にもよるが、例えば、主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされない程度の規模・内容であること）
  - ② 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること

また、常駐義務の緩和に伴い、他の工事の現場代理人又は技術者等を兼任することも可能となったところであるが、これまでの運用実態も踏まえると、兼任を可能とする典型的な例としては、(2) ①及び②並びに次のアからウまでの全てを満たす場合が挙げられる。

ア 兼任する工事の件数が少数であること

(工事の規模・内容、兼任する工事間の近接性等にもよるが、例えば2～3件程度)

イ 兼任する工事の現場間の距離（移動時間）が一定範囲内であること

(工事の規模・内容、兼任する工事件数等にもよるが、例えば同一市町村内であること)

ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと

なお、上記によっても、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに留意する必要がある。

【別紙2】

国 総 建 第 7 5 号  
平成21年6月30日

公共工事発注担当部局の長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について

建設業法第26条に定める工事現場に置く主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）は、請負代金の額が2千5百万円（建築一式工事である場合にあっては、5千万円）以上の一定の建設工事については、工事現場ごとに専任の者でなければならぬとされているところです。「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第315号。以下単に「運用マニュアル」という。）に基づき、かねてよりその適正な運用をお願いしているところですが、このうち、監理技術者等の専任を要しない期間については、適切な運用が行われていない事例が見受けられるところです。

建設工事の適正な施工を確保しつつ、建設業の生産性の向上を図るために、専任を要しない期間についても適切に設定することが必要であり、その設定に当たっては、下記の事項に特に留意されるよう改めてお願いします。また、貴管下の関係機関に対しても周知及び徹底方をお願いします。

記

1. 工事現場に設置する監理技術者等については、建設工事の請負契約の締結前においては、その設置が不要であることは当然のことであるが、請負契約の締結後においても、運用マニュアルで定める一定の期間について、発注者と建設業者の間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確となっていることを条件に、たとえ契約工期

中であっても工事現場への専任は要しないことに留意すること。

特に、運用マニュアル三「(2) 監理技術者等の専任期間」で定めている①「請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）」、及び同④「工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間」については、監理技術者等の工事現場への専任を要しない期間とされているものの、専任を要しない期間が設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確となっていないために、必要以上に専任を求められる事例が見受けられる。したがって、以下の記載方法例を参考にして、工事現場への専任を要しない期間を明確にすること。

また、発注者は、工事現場への専任を要しない期間を書面により明確にしている場合には、当該期間に監理技術者等の専任を求めることがないようにすること。

なお、同④「工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間」については、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しないことに留意すること。

#### <記載方法例>

※設計図書（仕様書又は現場説明書）に以下の事項を記載する。

##### ①現場施工に着手するまでの期間に関する記載方法例

###### 【現場施工に着手する日が確定している場合】

- 請負契約の締結の日の翌日から平成〇〇年△△月××日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

###### 【現場施工に着手する日が確定していない場合】

- 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

##### ②検査終了後の期間に関する記載方法例

- 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

2. 運用マニュアル三「(2) 監理技術者等の専任期間」③中「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事」について、工場製作のみが行われている期間は監理技術者等の工事現場への専任を要しないこととされているが、これは、「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター」の工場製作を含む工事に限る趣旨ではなく、発電機・配電盤等の電機品などを含め、工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間における工事現場への専任を要しないとの趣旨であること。

(参考)

○監理技術者制度運用マニュアルについて(平成16年3月1日国総建第315号)(抄)

三 監理技術者等の工事現場における専任

(2) 監理技術者等の専任期間

- ・ 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。
  - ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
  - ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
  - ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
  - ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、監理技術者等がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

(以下略)

管 第 228 号  
建 技 第 447 号  
令和 7 年 1 月 23 日

部内各所属長 殿

管 理 課 長  
建設技術企画課長

建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いに関する運用の一部改定について

「建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いに関する運用について（令和 3 年 7 月 1 日付け 管第 64 号 建技第 122 号）」について下記のとおり改定したので通知いたします。

#### 記

- 1 改定内容  
別紙のとおり
- 2 適用開始日  
令和 7 年 2 月 1 日以降に入札の公告を行う工事から適用する。

(事務担当)  
管理課 入札・契約係  
建設技術企画課 技術指導係

- 1 次の要件を全て満たす場合は、専任特例 2 号の監理技術者を配置することを認めるものとする。
  - (1) 予定価格が 2 億円未満の工事であること。
  - (2) 兼務する工事数は、他機関発注の公共工事・民間工事を含め 2 件までであること。
  - (3) 24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。
  - (4) 兼務する工事が専任特例 2 号の監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲内にあること。範囲については、工事現場が同一の土木センター、事務所管内であること。
  - (5) 低入札価格調査制度の調査基準価格に満たない価格をもって契約した工事でないこと。

## 2 施工体制上の留意点

現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 21 日付基発第 267 号の 2 「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任をするときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

管 第 193 号  
建 技 第 417 号  
令和 6 年 12 月 24 日

部内各所属長 殿

管 理 課 長  
建設技術企画課長

建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いに関する運用について

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）（令和6年12月13日付け 国不建第148号）」に伴い、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（「特例監理技術者」）が建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（「専任特例 2 号の監理技術者」）に改められました。

これに伴い、富山県土木部発注工事における入札公告および特記仕様書等の記載例についても変更することとしたので通知します。

なお、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（「専任特例 2 号の監理技術者」）及び監理技術者を補佐する者（「監理技術者補佐」）の配置の運用については、従前のとおりです。

記

1 本通知の取り扱い

本取扱いについては、令和 7 年 1 月 1 日以降に適用する。

(事務担当)  
管理課 入札・契約係  
建設技術企画課 技術指導係

「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いに関する運用について（令和3年7月1日付け 管第64号 建技第122号）」（変更箇所一部抜粋）

- 1 次の要件を全て満たす場合は、専任特例2号の監理技術者を配置することを認めるものとする。
  - (1) 予定価格が1億円未満の工事であること。
  - (2) 兼務する工事数は、他機関発注の公共工事・民間工事を含め2件までであること。
  - (3) 24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。
  - (4) 兼務する工事が専任特例2号の監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲内にあること。範囲については、工事現場が同一の土木センター、事務所管内であること。
  - (5) 低入札価格調査制度の調査基準価格に満たない価格をもって契約した工事でないこと。

## 2 施工体制上の留意点

現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

## 3 入札公告等について

工事の入札公告・特記仕様書等の記載例については、別紙を参考にされたい。

## 発注における入札公告等

入札公告・特記仕様書等の記載例については、以下のとおりとする。また、兼務の要件を満たす入札契約手続き中及び稼働中の工事については次のとおり対応されたい。

- ・入札手続き中の工事については、契約後に、兼務の申し出があった時点で、「2. 兼務を認める工事の場合」の特記仕様書記載例の内容を変更契約の特記仕様書で追加。
- ・稼働中の工事については、兼務の申し出があった時点で、「2. 兼務を認める工事の場合」の特記仕様書記載例の内容を変更契約の特記仕様書で追加。

なお、受注者が**専任特例2号**の監理技術者の配置を希望する場合は、本運用に基づき、工事打合簿により協議を行うものとする。

### 1. 兼務を認めない工事の場合

#### 【入札公告】

- 競争参加資格
  - (○) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を本工事に配置できること。
  - (○) 本工事は、建設業法第26条第3項**第2号**の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「**専任特例2号**の監理技術者」という。）の配置は認めない。

#### 【特記仕様書】

- 第〇条 **専任特例2号**の監理技術者及び監理技術者補佐の配置
  - 本工事は、建設業法第26条第3項**第2号**の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「**専任特例2号**の監理技術者」という。）の配置は認めない。

### 2. 兼務を認める工事の場合

#### 【入札公告】

- 競争参加資格
  - (○) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を本工事に配置できること。
  - (○) 本工事は、建設業法第26条第3項**第2号**の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「**専任特例2号**の監理技術者」という。）の配置を認める工事である。

#### 【特記仕様書】

- 第〇条 **専任特例2号**の監理技術者及び監理技術者補佐の配置
  1. 本工事において、建設業法第26条第3項**第2号**の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「**専任特例2号**の監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の（1）～（9）の要件を全て満たさなければならない。
    - (1) 建設業法第26条第3項**第2号**による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監

理技術者補佐」という。) を専任で配置すること。

- (2) 監理技術者補佐は、1級土木施工管理技士補又は1級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
  - (3) 監理技術者補佐は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - (4) 同一の専任特例2号の監理技術者を配置できる工事は、同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。
  - (5) 専任特例2号の監理技術者が兼務できる工事は○○土木センター○○土木事務所管内の工事でなければならない。
  - (6) 専任特例2号の監理技術者が兼務できる工事は、24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事以外の工事でなければならない。
  - (7) 専任特例2号の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
  - (8) 専任特例2号の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
  - (9) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 本工事の監理技術者が専任特例2号の監理技術者として兼務することとなる場合、前項(1)～(9)の事項について確認できる書類を提出すること。
  3. 本工事において、専任特例2号の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

## 専任特例2号の監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

会社名 \_\_\_\_\_

## 専任特例2号の監理技術者配置に関する事項

|                          |   |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐するもの（監理技術者補佐）を専任で配置する。            |
| <input type="checkbox"/> | 同一の専任特例2号の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。                    |
| <input type="checkbox"/> | 専任特例2号の監理技術者が兼務できる工事は、○○土木センター○○土木事務所管内の工事でなければならない。          |
| <input type="checkbox"/> | 専任特例2号の監理技術者が兼務できる工事は24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事以外の工事でなければならない。 |

確認した項目に■を記載すること

- 注) 1. 本資料は、技術資料提出時点において専任特例2号の監理技術者の配置を予定しない場合は提出する必要はない。
2. 競争参加資格確認時においては、本資料による確認のみとするが、要件を確認するための資料は、落札決定後、2日（土日、休日を除く）以内に提出すること。なお、落札決定後の要件確認において、本資料の記載内容と齟齬があった場合は、落札決定の取り消しや指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(参考様式)

(用紙A 4)

## 専任特例2号の監理技術者及び監理技術者補佐の要件確認

会社名

1. 専任特例2号の監理技術者を配置する他工事（契約済み工事及び落札決定済み工事について記載）

|             |  |
|-------------|--|
| 工事名称        | ○○○○○○○工事                                    |
| 発注機関名       | ○○土木センター○○土木事務所                              |
| 施工場所        | (都道府県市町村名)<br>富山県○○市○○地先                     |
| 契約金額        | ○○, ○○○, ○○○円                                |
| 工期          | 令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日                      |
| 工事内容        | 道路路線名○○○○○<br>路体盛土工○○○m <sup>3</sup>         |
| CORINS登録の有無 | 有（建設業許可番号+CORINS登録番号）00000000-0000-00000 · 無 |

2. 配置予定の監理技術者補佐に関する事項

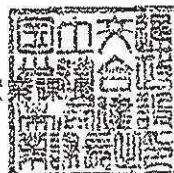
|                      |   |
|----------------------|---|
| 配置予定監理技術者補佐<br>氏名    | (フリガナ)<br>○○ ○○ 【技術者ID(注2) : ]                                  |
| 法令による資格・免許           | 一級土木施工管理技士などの資格名称（取得年月及び登録番号）<br>※）証明書類の写しを添付（注3）               |
| 他工事の従事状況等<br>提出時における | 工事名<br>○○○○○○○工事  |
|                      | 発注機関<br>○○土木センター○○土木事務所   |
|                      | 工期<br>○○年○○月～○○年○○月（注4）   |
|                      | 従事役職<br>現場代理人・主任（監理）技術者   |
|                      | 工事と重複する場合の対応措置  |
|                      | CORINS登録の有無<br>有（建設業許可番号+CORINS登録番号（注2））00000000-0000-00000 · 無 |

- 注）1. 落札者は、落札決定後2日（土日、休日を除く）以内に、本資料を提出すること。  
 2. CORINSの技術者ID・工事の登録番号を有する場合は、その番号を記載すること。  
 3. 一級土木施工管理技士等の資格を証明する写しは、合格証明書が発行されるまでの期間については、合格通知書の写しで足りるものとする。ただし、当該資料の提出日が合格通知書の通知日から180日を超える場合は、これを認めない。  
 4. 『本工事の監理技術者補佐の専任期間（なお、余裕期間を設定した工事においては、契約締結日から工事の始期までの期間は、監理技術者補佐を設置することを要しない。）』と『施工中の他の工事の専任期間』が重複していないこと。

国 総 建 第 18 号  
平成 15 年 4 月 21 日

北陸地方整備局建政部長 殿

国土交通省総合政策局建設



### 営業所における専任の技術者の取扱いについて

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 号においては、建設工事の請負契約の適正化を図り、発注者を保護すること等を目的に、建設業の許可の要件として、建設業者は営業所ごとに専任の技術者を置かなければならぬこととされている。

一方、建設業においては、これまで以上に生産性の向上が求められており、これに伴い建設業者において技術者の配置及び運用に対する関心も高まっていること等から、今般、当該営業所における専任の技術者の取扱いについて下記のとおり明確化したので、通知する。

#### 記

営業所における専任の技術者（以下「営業所専任技術者」という。）については、「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号）【別添】【第 7 条関係】2. (1)（以下「ガイドライン」という。）において、「営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者」とされているところであるが、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、当該営業所において営業所専任技術者である者が、当該工事の現場における主任技術者又は監理技術者（法第 26 条第 3 項に規定する専任を要する者を除く。以下「主任技術者等」という。）となつた場合についても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとして取り扱う。

なお、ガイドラインにおいては、営業所専任技術者として申請のあった技術者が会社の社員の場合は、出向社員であっても、当該技術者の勤務状況、給与の支払状況、当該技術者に対する人事権の状況等により専任性が認められれば、営業所専任技術者として取り扱うこととされているところであるが、営業所専任技術者が本取扱いにより工事現場における主任技術者等となる場合であっても、当該技術者は、主任技術者等としての立場においては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であるので、念のため申し添える。

北陸地方整備局

計建第 52 号

15年4月22日

管 第 244 号

平成13年6月7日

部内各所属長 殿

土木部長

建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の  
直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて

このことについて、平成13年5月30日付け国総建第155号で国土交通省総合政策局建設業課長から別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。

技術者（主任技術者又は監理技術者）と請負者の雇用関係の確認方法については、平成12年3月31日付け管第108号「技術者の適正な配置の徹底について」により通知したところですが、営業譲渡、会社分割に係る出向職員については、この通知の趣旨を踏まえ取り扱うこととしますので通知します。

記

＜通知の概要＞

これまで専任の技術者については、当該企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を設置する必要があったが、今回分社化や営業譲渡などで業種の一部が子会社や他社に移り、親会社などがその業種を廃止した場合、親会社などから営業譲渡先企業などに派遣されている出向社員を3年以内に限り、主任技術者や監理技術者にできるものとして取り扱うこととなった。

(事務担当 管理課 業務係)



国総建第155号

平成13年5月30日

都道府県主管部局長 殿



国土交通省総合政策局建設業課長官印

## 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の 直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて

建設工事の適正な施工の確保のため、主任技術者及び監理技術者については、それぞれが属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされているところであり、このうち監理技術者については、監理技術者資格者証によって雇用関係の確認を行い、これに疑義がある場合には、健康保険被保険者証等により確認を行ってきたところである（「監理技術者資格者証運用マニュアルについて」平成六年十二月二十八日建設省経建発第三百九十五号、最終改正平成十二年三月二十二日）。

一方、建設業の許可を受けた企業が営業譲渡により他の企業に当該建設業を譲渡し、又は会社分割により他の企業が当該建設業を承継する際に、当該建設業を譲受け又は承継する企業（出向先企業）へ転籍すべき社員が暫定的に当該建設業を譲渡し又は当該会社分割を行った企業（出向元企業）からの出向社員となる場合がある。

このうち、出向先企業が出向元企業からの出向社員を工事現場に主任技術者又は監理技術者として置こうとする場合であって、当該出向元企業が当該建設工事の種類に係る建設業の許可を廃止したときは、営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から3年以内の間に限り、当該出向社員と出向先企業との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして

取り扱うこととする。

また、工事現場において、監理技術者資格者証の交付を受けている監理技術者と所属建設業者との間の雇用関係を確認する場合に、建設工事を請け負った建設業者と当該工事現場に配置された監理技術者が交付を受けている監理技術者資格者証に記載された所属建設業者が異なるときには、健康保険被保険者証等による出向元企業との雇用関係の確認に加え、出向元企業の建設業の廃業届書、当該建設業の許可の取消通知書又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報及び営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書類により、当該監理技術者と出向先企業との雇用関係を確認されたい。

Q 1 出向元企業が許可を受けた建設業を廃止して、廃止された建設業を出向先企業が行うこととなるが、出向元企業が廃止した建設業以外の建設業の許可を受けている場合、出向先企業は、出向元企業からの出向社員を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置くことができますか。

A 1 出向先企業は、出向元企業が廃止した建設業に係る建設工事を請け負う場合、工事現場に主任技術者又は監理技術者として出向元企業からの出向社員を置くことができますが、廃止していない建設業に係る建設工事を請け負う場合は、出向先企業は、当該企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある社員を主任技術者又は監理技術者として置く必要があります。

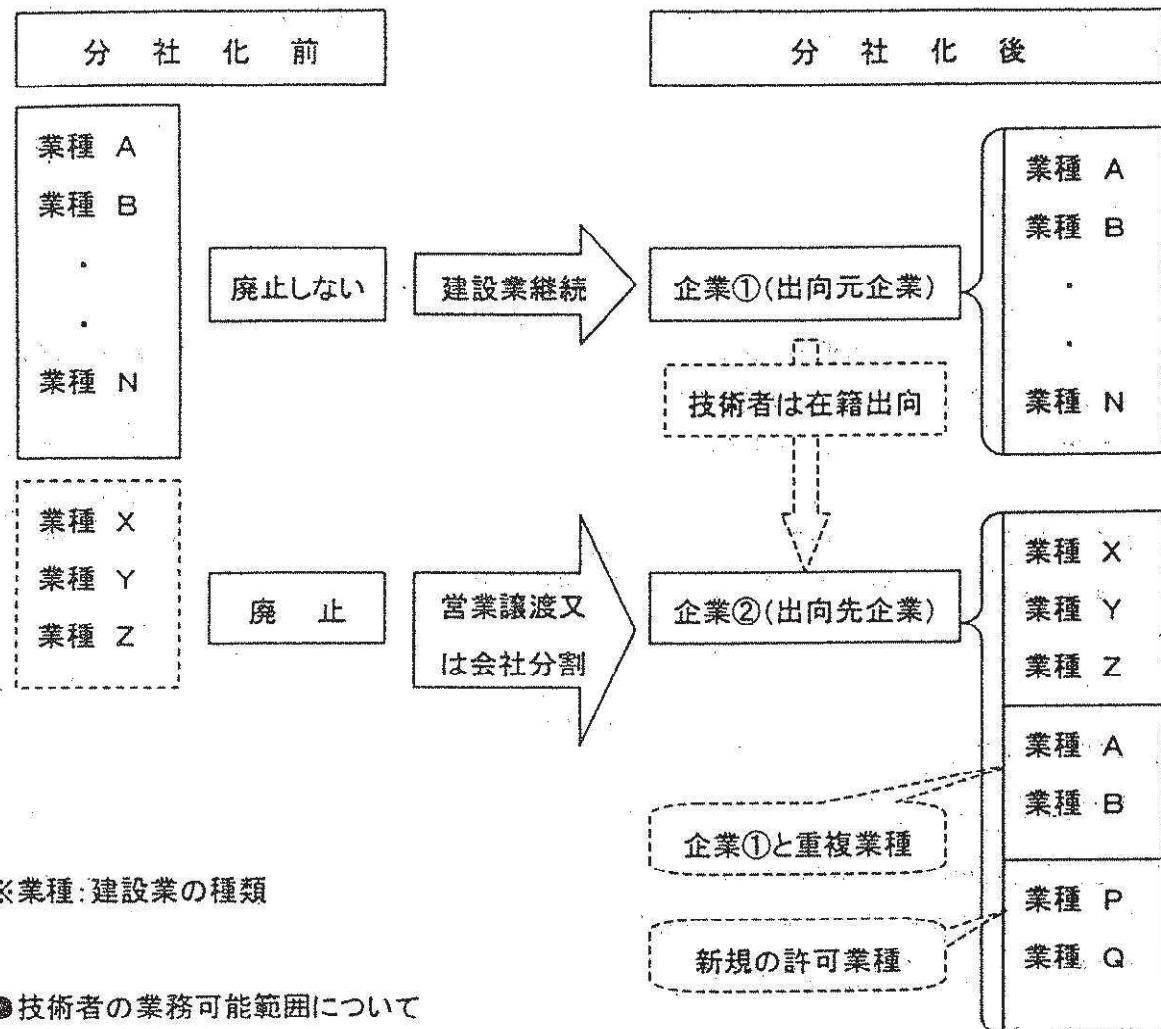
Q 2 出向元企業からの出向社員を出向先企業で監理技術者として置くことが可能である場合について、監理技術者資格者証の記載内容の変更は必要ですか。

A 2 営業譲渡又は会社分割による出向元企業からの出向社員については、当該社員が交付を受けている監理技術者資格者証の所属建設業者の変更は行いません。

なお、この場合には発注者支援のためのデータベース・システムによって当該社員の雇用関係を確認すると、当該社員は所属建設業において疑義のある者として取り扱われこととなります。そこで、このような監理技術者について、出向元企業の建設業の廃業届書、当該建設業の許可の取消通知書又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報及び営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書類により、出向先企業が工事現場に置く社員であるか否か確認することとなります。

Q3 出向元企業、出向先企業における建設業許可業種と、出向技術者の行える業務の関係がわかりにくいのですが。

A3 下図に、分社化(営業譲渡又は会社分割)に関する対応例を示しますので、参考にして下さい。



#### ●技術者の業務可能範囲について

- 企業①に在籍のまま企業②に出向した監理技術者は、企業②において、業種X～Z(企業①が廃止した業種)の業務が、分社化後3年間に限り可能(但し、分社化後3年経過後は、企業②に転籍した上で業務を行うことが必要)。
- 上記技術者は、企業②において、業種A～B(企業①で廃止していない業種)及びP～Q(企業①が許可を有しない業種)の業務は不可。

管 第 202 号

平成 14 年 4 月 25 日

部内各所属長 殿

土木部長

[公印省略]

持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者  
の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて

このことについて、平成 14 年 4 月 16 日付け国総建第 97 号で国土交通省総合政策局建設業課長から別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。

技術者（主任技術者又は監理技術者）と請負者の雇用関係の確認方法については、平成 12 年 3 月 31 日付け管第 108 号「技術者の適正な配置の徹底について」により通知したところですが、企業集団に属する親会社からその子会社への出向職員については、この通知の趣旨を踏まえ取り扱うこととしますので通知します。

記

＜通知の概要＞

これまで技術者については、当該企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を設置する必要があったが、国土交通大臣の認定を受けた企業集団については、当該企業集団に属する親会社から子会社への出向社員を、子会社の主任技術者や監理技術者にできるものとして取り扱うこととなった。

（事務担当：管理課業務係）

国 土 建 第 357 号  
平成 28 年 12 月 19 日

地方整備局等建設業担当部長 あて  
都道府県主管部局長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の  
直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）

建設工事の適正な施工の確保のため、主任技術者及び監理技術者については、それぞれが属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされているところであり、このうち監理技術者については、監理技術者資格者証によつて雇用関係の確認を行い、これに疑義がある場合には、健康保険被保険者証等により確認を行ってきたところである。

一方、昨今の建設投資の低迷による経営環境の悪化等に対応するため、建設業者が持株会社化により企業集団を形成し、これと一体となって経営を行うことによつて、経営基盤の強化や経営の合理化を図っている例がある。

このような企業集団については、「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成 14 年 4 月 16 日付け国総建第 97 号）により、企業集団に属する建設業者に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い及びその確認方法について定め、運用を行ってきたところである。

今般、当該通知について、下記のとおり改めたので通知する。

記

平成 20 年国土交通省告示第 85 号（以下単に「告示」という。）附則六の規定により国土交通大臣の認定を受けた企業集団に属する親会社からその子会社（当該企

業集団に属するものに限る。) である建設業者への出向社員を当該建設業者が工事現場に主任技術者又は監理技術者として置く場合は、当該出向社員と当該建設業者の間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする。ただし、当該建設業者が当該出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く建設工事について、当該企業集団に属する親会社又はその子会社(当該建設業者を除く。)がその下請負人(当該建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合の各下請負人をいう。以下同じ。)となる場合は、この限りでない。

この取扱いに当たっては、当該出向社員の雇用関係を健康保険被保険者証等により確認するほか、当該出向社員の出向元である親会社と出向先であるその子会社との関係を告示附則六の規定による認定を受けたことを証する書面により確認するとともに、当該出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く建設工事の下請負人を施工体制台帳等により確認することとする。

## (参考)

○持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の雇用関係の取扱いに関する  
Q & A

Q 1 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の雇用関係の取扱い  
のポイントについて教えてください。

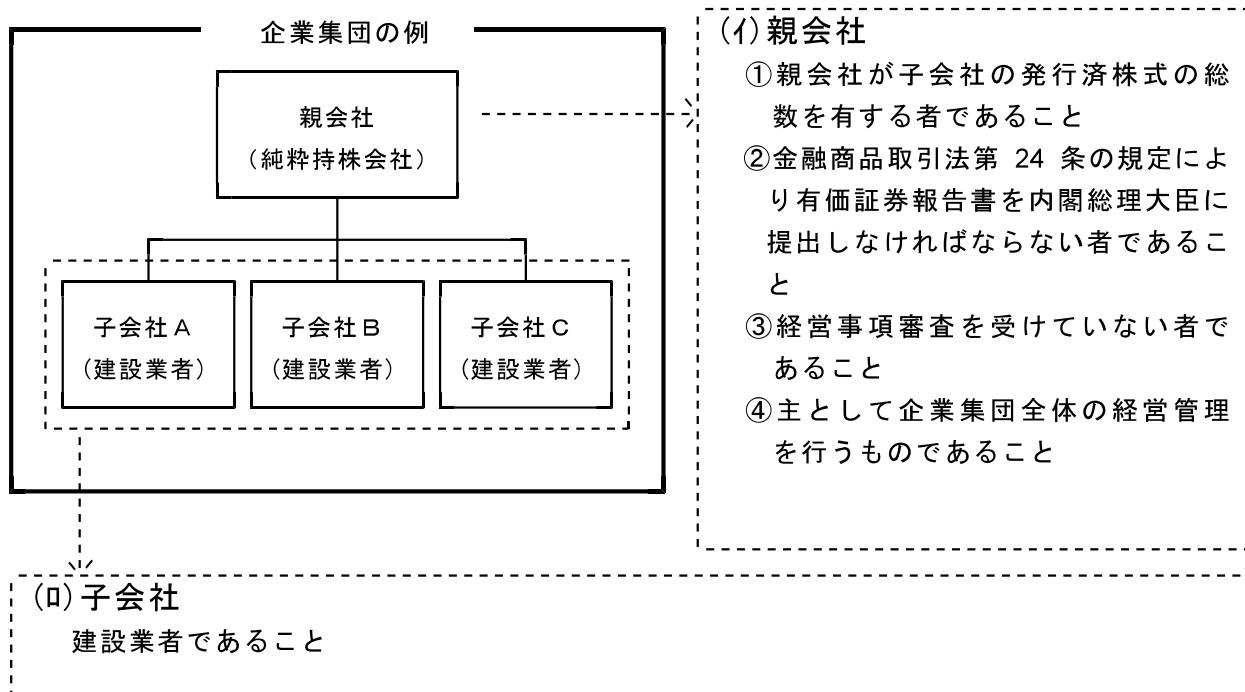
A 1 国土交通大臣の認定を受けた企業集団において、親会社（純粹持株会社）  
からその子会社（100%子会社である建設業者）への出向社員が当該子会社  
の請け負った建設工事の主任技術者又は監理技術者となることを認めるもの  
です。

なお、国土交通大臣の認定を受けた企業集団とは、「建設業法第27条の23  
第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成20年1月31日國  
土交通省告示第85号」附則6の規定により認定を受けた企業集団です。

この企業集団は、おおむね次のようにになります。

### 【企業集団】

- (1) (イ)のいずれにも該当する親会社及び(ロ)のいずれにも該当する子会社から構成さ  
れること
- (2)建設業者である子会社が全て含まれること
- (3)親会社、子会社が他の企業集団に属していないこと
- (4)企業結合により経営基盤の強化を行おうとする建設業者がある場合であること



**Q 2 子会社は同じ企業集団に属する他の子会社からの出向社員を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置くことはできないのですか。**

**A 2** 子会社が主任技術者又は監理技術者として工事現場に置くことができるのは親会社からの出向社員であり、他の子会社からの出向社員を監理技術者等として置くことはできません。

**Q 3 出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く建設工事の下請負人に係る条件について教えてください。**

**A 3** 子会社がその請け負った建設工事において親会社からの出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く場合には、当該建設工事の各下請負人に当該子会社の親会社又は当該子会社と同じ企業集団（国土交通大臣の認定を受けた企業集団）に属する他の子会社が含まれることは認められません。

なお、下請負人がこの条件を満たしているか否かについては、当該建設工事に係る施工体制台帳等により確認することとなります。

**Q 4 親会社からの出向社員を子会社が監理技術者として置く場合に、監理技術者資格者証の記載内容の変更は必要ですか。**

**A 4** 親会社から子会社への出向社員については、当該出向社員が交付を受けている監理技術者資格者証に記載されている所属建設業者の変更を行う必要はありません。

なお、この場合に発注者支援のためのデータベース等によって当該技術者の雇用関係を確認すると、当該技術者は所属建設業者に関し疑義のある者として取り扱われることとなります。そこで、このような監理技術者については、親会社（出向元の会社）又は子会社（出向先の会社）が有する国土交通大臣の認定を受けた企業集団であることを証する書面及び健康保険被保険者証等により、子会社が監理技術者として工事現場に置くことができる社員であるか否かを確認することとなります。

国不建技第291号  
令和6年3月26日

地方整備局等建設業担当部長 殿  
都道府県主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局  
建設業課長

企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の  
取扱い等について

建設工事の適正な施工の確保のため、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐(以下「監理技術者等」という。)については、それぞれが属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされているところである。

一方で、これまで「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」(平成28年5月31日付け国土建第119号、以下「旧通知」という。)により、親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い及びその確認方法等について定め、運用を行ってきたところである。

今般、企業集団内における出向社員の取り扱いの更なる合理化を図るため、新たに企業集団内の出向社員に係る取り扱いを下記1. のとおり定めたので通知する。なお、合理化にあたって、旧通知の内容に比して親会社とその連結子会社の間の出向社員に関して一定の要件を設定していることを踏まえ、旧通知における取り扱いについても、下記2. に定めるとおり一部改正し継続するものとする。

本通知は令和6年4月1日より適用し、旧通知は廃止する。

記

1. 企業集団内の出向社員を監理技術者等として配置する場合(3ヶ月後等配置可能型)  
(1)直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする要件  
会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社(以下「親会社」とい

う。)及び会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第22号に規定する連結子会社(以下「連結子会社」という。)からなる企業集団(一の親会社である場合に限る、以下「企業集団」という。)<sup>(注)</sup>に属する親会社とその連結子会社の間又は企業集団に属する連結子会社の間の出向社員を出向先の建設業者が監理技術者等として配置する場合は、当該出向社員と当該出向先の建設業者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする。

ただし、国、地方公共団体及び公共法人等<sup>\*1</sup>が発注する建設工事(以下「公共工事」という。)における元請の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日等<sup>\*2</sup>以前に出向先と三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。また、公共工事以外の工事における元請の監理技術者等及び全ての工事における下請の主任技術者に、企業集団に属する連結子会社の間の出向社員を出向先の建設業者が監理技術者等として配置する場合は、所属建設業者から入札の申込のあった日等<sup>\*2</sup>以前に出向先と三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

※1:公益法人等:法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社

※2:指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日、公共工事以外の工事で入札等を行わない場合には見積書の提出のあった日

注:親会社が会社法第2条の会計監査人設置会社であり、会社法444条の連結計算書類を作成している企業集団が対象。2.において同じ。

## (2)配置可能であることの確認

企業集団内の出向社員であり、監理技術者等として配置可能であることを次に掲げる書類により確認できるようにしておき、注文者の求めに応じ提出等を行う必要がある。(様式1-1参照)また、当該書類は事後的に確認できるよう、建設業法40条の3に規定する帳簿の保存期間と同期間保存しておくこととする。

- 1)出向社員の出向元の会社との間の雇用関係を示す書類
- 2)出向であることを証する書類(出向契約書、出向協定書等)
- 3)一の親会社とその連結子会社からなる企業集団内の会社であることを示す以下の書類

- ① 有価証券報告書により親会社及び当該連結子会社が確認できる場合：  
・有価証券報告書(親会社及び当該連結子会社が確認できる部分抜粋)
- ② ①で確認ができない場合：以下すべて
  - ・事業報告書又は連結計算書類(親会社及び当該連結子会社が確認できる部分の抜粋)
  - ・会計監査人による監査報告書(会計監査人が明示されている部分の抜粋)
- ③ ①及び②で確認ができない場合：以下すべて
  - ・有価証券報告書、事業報告書又は連結計算書類(親会社及び連結子会社数が確認できる部分の抜粋)
  - ・連結子会社一覧(様式1-2参照)
- ④ ①～③で確認ができない場合：  
①～③の書類と同程度に客觀性が確保されると判断される書類

## 2. 親会社及びその連結子会社の間の出向社員を監理技術者等として配置する場合(即時配置可能型)

### (1)直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする要件

企業集団に属する親会社とその連結子会社の間の出向社員を出向先の建設業者が監理技術者等として配置する場合は、当該出向社員と当該出向先の建設業者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする。ただし、当該出向先の建設業者が当該出向社員を監理技術者等として配置する建設工事について、当該企業集団を構成する親会社若しくはその連結子会社又は当該親会社の非連結子会社がその下請負人(当該建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合の各下請負人をいう。以下同じ。)となる場合は、この限りでない。

なお、次の1)から6)までの要件のいずれにも適合することについて国土交通省不動産・建設経済局建設業課長による確認(以下「企業集団確認」という。)を受けなければならないものとする。

- 1)一の親会社とその連結子会社からなる企業集団であること。
- 2)親会社及び連結子会社が建設業者であること。
- 3)2)の連結子会社がすべて1)の企業集団に含まれる者であること。
- 4)親会社又はその連結子会社(その連結子会社が2以上ある場合には、それらのすべて)のいずれか一方が経営事項審査を受けていない者であること。

5)親会社又はその連結子会社が、既に本通知2.（旧通知含む）による取扱いの対象となっていないこと。

(2)配置可能であることの確認

親会社及びその連結子会社の間の出向社員であり、監理技術者等として配置可能であることを次に掲げる書類により確認できるようにしておき、注文者の求めに応じ提出等を行う必要がある。

- 1)出向社員の出向元の会社との間の雇用関係を示す書類
- 2)出向であることを証する書面(出向契約書、出向協定書等)
- 3)企業集団確認書
- 4)施工体制台帳等(出向社員を監理技術者等として置く建設工事の下請負人に当該企業集団を構成する親会社若しくはその連結子会社又は当該親会社の非連結子会社が含まれていないことを確認する。)

(3)企業集団確認書の申請

企業集団確認の申請手続きを行う者は、次に掲げる方法により申請するものとする。

1)企業集団確認の申請は、様式2-1の例による「企業集団確認申請書(以下「申請書」という。)」に次に掲げる書類を添付して、国土交通省不動産・建設経済局建設業課に提出しなければならない。

イ 次に掲げるいずれかの書類

(イ) 親会社が有価証券報告書提出会社である場合は、申請時の親会社、連結子会社、非連結子会社の体制(以下「会社体制」という。)における①の写し。

ただし、直近の①作成後に、合併等により会社体制が変更になった場合は、直近の①及び②の写しを提出すること。その場合、当該変更後、①を新たに作成した場合は、速やかにその写しを国土交通省不動産・建設経済局建設業課長に提出しなければならない。

①有価証券報告書

②①作成時から変更となった会社体制がわかる資料(当該変更の内容を示す公表資料、登記簿謄本、有価証券報告書の監査人の確認を受けた書類等)

(ロ)親会社が有価証券報告書提出会社以外である場合は、申請時の会社体制における①及び②の写し。

ただし、直近の①作成後に、合併等により会社体制が変更になった場合は、直近の①、②及び③の写しを提出すること。その場合、当該変更後、①及び②を新たに作成した場合は、速やかにその写しを国土交通省不動産・建設経済局建設業課長に提出しなければならない。

①会計監査人の監査を受けた、会社法第435条第2項に規定する事業報告

②会計監査人の監査を受けた、会社法第444条第1項に規定する連結計算書類等で事業報告時点のもの

③①作成時から変更となった会社体制がわかる資料(当該変更の内容を示す公表資料、登記簿謄本、会計監査人の確認を受けた書類等)

□ 親会社及びその連結子会社の建設業の許可の通知書の写し

2) 1)の申請は、当該企業集団の親会社が行うものとする。

3) 1)の申請書の記載内容は、申請者以外の当該企業集団に属するすべての会社が承認したものでなければならない。

4) 企業集団確認の手続きは、国土交通省不動産・建設経済局建設業課において行う。

5) 国土交通省不動産・建設経済局建設業課長は、当該申請者に対して、様式2-2の例による企業集団確認書を交付する。

6) 当該企業集団確認書の有効期間は交付の日から3年とする。なお、旧通知に基づき交付されている確認書のうち、有効期限が令和6年4月1日以降となっているものについては、交付済みの確認書に記載の有効期限に2年を加えた日までを有効期限とする。

7) 当該企業集団確認書の有効期間内に記載内容の変更がある場合は、親会社は国土交通省不動産・建設経済局建設業課に速やかに変更内容を報告することとする。なお、変更後の内容では企業集団確認の要件を満たしていない場合は、変更があった時点で当該企業集団確認書は無効とする。

### 3. その他

(1) 企業集団確認書を取得している企業集団であっても、1. を適用することは可能である。

(2) 本通知にかかる書類は、電磁的方法によって作成・保存することができるものとする。

以上

(様式1-1)  
令和〇年〇月〇日

### 出向社員に関する証明について

所 在  
商 号  
代表者  
〔 担当者氏名:  
連絡先:xxx-xxxx-xxxx ]

主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐に配置を予定している出向社員について、令和6年3月26日付け国不建技第291号1.(2)(3ヶ月後等配置可能型の要件)に適合していることを下記の証明書類にて証明いたします。

#### 記

配置予定技術者名 ○〇〇〇

#### (1) 出向社員の出向元の会社との間の雇用関係の確認

| 確認書類       |          |
|------------|----------|
| □健康保険被保険者証 | □その他(○○) |

#### (2) 出向であることの確認

| 出向先で3ヵ月間以上雇用※1 | 出向開始日    | 確認書類            |
|----------------|----------|-----------------|
| □3ヵ月以上         | 令和〇年〇月〇日 | □出向契約書 □その他(○○) |

※1 「公共工事の元請の場合の親子間」及び「連結子会社間」の出向は、入札日から3ヵ月以上出向先に雇用されていることを確認

#### (3) 出向元および出向先の会社が一の親会社とその連結子会社からなる企業集団に属していることの確認

##### ① 親会社

| 商号／所在              | 出向元／先        | 確認書類※2                              |
|--------------------|--------------|-------------------------------------|
| 商号:○〇〇〇<br>所在:○〇〇〇 | □出向元<br>□出向先 | □有価証券報告書 □事業報告書<br>□連結計算書類 □その他(○○) |

※2 親会社が記載されている頁を抜粋

##### ② 連結子会社(出向社員に関する会社のみ記載)

| 商号／所在              | 出向元／先        | 確認書類※3  |
|--------------------|--------------|---|
| 商号:○〇〇〇<br>所在:○〇〇〇 | □出向元<br>□出向先 | □有価証券報告書<br>□事業報告書(監査報告書を併せて添付)※4、※5<br>□連結計算書類(監査報告書を併せて添付)※4<br>□その他(連結子会社一覧※6) |
| 商号:○〇〇〇<br>所在:○〇〇〇 | □出向元<br>□出向先 | □有価証券報告書<br>□事業報告書(監査報告書を併せて添付)※4、※5<br>□連結計算書類(監査報告書を併せて添付)※4<br>□その他(連結子会社一覧※6) |

※3 当該連結子会社が確認できる頁を抜粋(有価証券報告書:「関係会社の状況」欄等、事業報告書:「重要な子会社及び関連会社の状況」欄等、連結計算書類:連結注記表等)

※4 事業報告書又は連結計算書類の場合は、会計監査人の監査報告書(監査人が分かれる頁)を併せて添付

※5 当該連結子会社が親会社の連結であることが確認出来る場合は連結子会社の事業報告書でも可

※6 有価証券報告書等で当該連結子会社が省略されている場合は、連結子会社一覧にて証明(様式1-2参照)も可

(様式1-2)  
令和〇年〇月〇日

### 連結子会社一覧

所 在  
商 号  
代表者

「出向社員に関する証明について」にかかる確認書類(有価証券報告書、事業報告書、連結計算書類等)において、出向元または出向先の会社が省略されているため、連結子会社一覧を下記のとおり証明いたします。

#### 記

| No. | 会社名  | 所在              |
|-----|------|-----------------|
| 1   | 国交建設 | 東京都千代田区霞が関2-1-3 |
|     |      |                 |
|     |      |                 |
|     |      |                 |
|     |      |                 |
|     |      |                 |
|     |      |                 |
|     |      |                 |

(会計監査人氏名及び連絡先)

会計監査人氏名:〇〇〇〇

連絡先:〇〇〇〇

※確認書類(有価証券報告書、事業報告書、連結計算書類等)において連結子会社が一部省略されており、出向元または出向先の会社が記載されていない場合のみ作成。

(様式 2-1)  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

### 企業集団確認申請書

国土交通省不動産・建設経済局  
建設業課長 殿

所 在  
商 号  
代表者  
担当者  
連絡先 xxx-xxxx-xxxx  
]

下記の企業集団について、令和6年3月 26 日付け国不建技第 291 号2. の要件に適合していることについての確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

#### 記

##### (1)企業集団を構成する会社

###### ①親会社

| 商 号 | 所 在 | 許可番号     | 経営事項審査 |
|-----|-----|----------|--------|
| A 社 |     | 00-00000 | 受      |

###### ②連結子会社のうち、建設業許可を取得している全ての会社

| 商 号 | 所 在 | 許可番号     | 経営事項審査 |
|-----|-----|----------|--------|
| B 社 |     | 00-00000 | 未受     |
| C 社 |     | 00-00000 | 未受     |

##### (2)非連結子会社のうち建設業許可を取得している全ての会社

| 商 号 | 所 在 | 許可番号     | 経営事項審査 |
|-----|-----|----------|--------|
| D 社 |     | 00-00000 | 受      |
| E 社 |     | 00-00000 | 未受     |

以上の申請内容を承認します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

所 在  
商 号  
代表者  
担当者  
連絡先 xxx-xxxx-xxxx  
]

※ (1) の企業集団に属する各社の承認が必要

所 在  
商 号  
代表者  
担当者  
連絡先 xxx-xxxx-xxxx  
]

(様式2-2)  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

企業集団確認書

商 号  
代表者

国土交通省不動産・建設経済局  
建設業課長  
( 公 印 省 略 )

下記の企業集団について、令和6年3月 26 日付け国不建技第 291 号2. の要件に適合することの確認をしたので確認書を交付する。この確認書は、令和〇〇年〇〇月〇〇日まで有効とする。なお、記載内容の変更がある場合は、速やかに報告することとし、当該要件に該当しない変更があった場合は無効とする。

記

(1)企業集団を構成する会社

①親会社

| 商 号 | 所 在 | 許可番号     | 経営事項審査 |
|-----|-----|----------|--------|
| A 社 |     | 00-00000 | 受      |

②連結子会社

| 商 号 | 所 在 | 許可番号     | 経営事項審査 |
|-----|-----|----------|--------|
| B 社 |     | 00-00000 | 未受     |
| C 社 |     | 00-00000 | 未受     |

(2)非連結子会社

| 商 号 | 所 在 | 許可番号     | 経営事項審査 |
|-----|-----|----------|--------|
| D 社 |     | 00-00000 | 受      |
| E 社 |     | 00-00000 | 未受     |

※(1)の会社において、在籍出向したものを工事の監理技術者等として配置した場合は、(1)及び(2)に記載された企業と下請契約を締結することは出来ない。

以 上

国不建第601号  
令和5年3月13日

地方整備局等建設業担当部長 殿  
都道府県主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は  
主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について

建設工事の適正な施工の確保のため、監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）については、それぞれが属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされているところである。このうち監理技術者については、監理技術者資格者証によって雇用関係の確認を行い、これに疑義がある場合や主任技術者については、健康保険被保険者証等により確認を行っているところである。

官公需適格組合（以下、「組合」という。）の組合員から組合への在籍出向者たる監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い及び確認方法等については、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年3月24日付け国土建第483号）により定め、運用を行ってきたところである。

今般、当該通知を廃止し、下記のとおり定めたので通知する。なお、本通知は監理技術者等の取扱い等について定めるものであり、従来からの官公需適格組合の施工方式等を変更するものではない。

本通知による事務取扱いは、令和5年4月1日より適用する。

記

1. 直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものとして取り扱う場合

組合及び当該組合の組合員のうち次に掲げる(1)の要件に適合するものについて、組合が元請として受注した工事において、組合員から組合への在籍出向者（以下単に「在籍出向者」という。）を監理技術者等として配置し、(2)の要件に基づき施工を行う場合は、当該組合と当該在籍出向者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする。

(1)組合及び組合員の要件

1)組合が次のいずれにも該当すること。

①建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項の建設業者（以下単に「建設業者」という。）であること。

②官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領（61企庁第834号）による官公需適格組合の証明を受けた者であること。

2)組合員が次のいずれにも該当すること。

- ①建設業者であること。
- ②建設業法第27条の23に基づく経営事項審査を受けていないこと。
- ③主たる営業所の所在地(以下、「所在地」という。)が組合の所在地と同一都道府県内にあること。

#### (2)施工時の要件

施工方法が共同施工方式(各施工担当組合員の技術者、資金、建設機械等の経営資源を組合に持ちよって、組合自身が施工主体となり、工事を完成させる方式)であり、組合が組合員(組合への在籍出向を行わない組合員を含む)と当該工事について下請契約を締結していないこと。なお、当該組合に属さない建設業者と下請契約を締結することは差し支えない。

## 2. 直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の方法

1. の取扱いを受ける監理技術者等を配置する工事について、その配置の適正性を確認する必要がある場合は、それぞれ次に掲げる事項を、次に掲げる書類等により確認するものとする。

#### (1)監理技術者等の雇用関係について

##### ①確認事項

在籍出向者たる監理技術者等と出向元の組合員との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

##### ②確認書類等

監理技術者資格者証、健康保険被保険者証等

#### (2)監理技術者等の出向先の組合について

##### ①確認事項

在籍出向者たる監理技術者等の出向先の組合が、官公需適格組合の証明を受けた建設業者でありかつ出向元をその組合員の一つとするものであること。

##### ②確認書類等

組合の建設業の許可の通知書及び中小企業庁により認可を受けた官公需適格組合の証明書並びに官公需適格組合員一覧

#### (3)監理技術者等の出向元の組合員について

##### ①確認事項

所在地が組合の所在地と同一都道府県内にある建設業者であり、経営事項審査を受けていないこと。

##### ②確認書類等

組合員の建設業の許可の通知書、経営事項審査結果の公表の許可番号検索((一財)建設業情報管理センターのホームページ)等

#### (4)施工方式について

##### ①確認事項

在籍出向者を監理技術者等として配置する建設工事の下請負人に当該組合の組合員(組合への在籍出向を行わない組合員を含む)が含まれていないこと。

##### ②確認書類等

施工体制台帳(施工体制台帳による確認ができない場合は、下請契約書等の書類)

管 第 44 号

平成 8 年 2 月 14 日

(令和 5 年 1 月 1 日一部改正)

部内各所属長 殿

土木部長

### 監理技術者資格者証制度について

このことについて、平成 2 年 5 月 28 日付け管第 468 号で通知したところであるが、このたびの建設業法等の改正に伴い、今後は下記のとおり取扱うこととしたので徹底されたい。

#### 記

- 1 下請に出す工事の総額が<sup>※①</sup>3,000万円、(建築一式工事の場合は<sup>※②</sup>4,500万円)を超える場合は、市請負届の提出時に監理技術者資格者証の写しの添付を求め、元請業者が資格者を保有していることを確認する。
- 2 資格者が必要な工事の監察及び監督にあたっては、監理技術者資格者証の提示を求め、現に資格者が設置されていることを確認する。
- 3 工事現場に掲げる標識の掲示を徹底させ、資格者が設置されていることを対外的に明らかにする。

なお、平成 8 年 6 月 29 日からは、監理技術者資格者証制度は指定建設業に限らず全ての特定建設業に適用されることになるので、全ての工事において上記の取扱いをされたい。

(令和 5 年 1 月 1 日施行)

※①4,000万円 → 4,500万円、※②6,000万円 → 7,000万円

(事務担当 管理課業務係)

事務連絡  
平成24年3月27日

部内各所属長殿

建設技術企画課長

工事現場における作業主任者の選任の徹底について(通知)

公共工事においては、平素から労働安全衛生法及び関係法令や土木安全施工技術指針、建設工事公衆災害防止対策要綱、公共工事の発注における工事安全対策要綱等の遵守により、工事現場における安全衛生管理や第三者への災害の防止の徹底等を図っているところです。

このうち、工事現場における作業主任者の選任については、労働基準監督署が中心となって開催している「公共工事発注機関労働災害防止連絡協議会」における資料を「設計積算資料(富山県土木部)」に掲載し、作業主任者の選任が必要な作業について周知しているところですが、建設工事で必要と考えられる作業主任者について一部記載がされていなかつたため、別添のとおり追加します。

貴職におかれましては、事故を未然に防止するため、施工業者に対し、作業主任者の選任の徹底を図るよう改めて指導願います。

(事務担当 技術指導係)

## 別添資料

設計積算資料1-7-116,117ページ(その他 労働災害防止関係資料)に掲載されている作業主任者の必要な作業(抜粋版)について、建設工事で必要と考えられる下表の作業主任者を追加する。

| 名 称       | 法 令                    | 作業の内容  | 資 格              |
|-----------|------------------------|--|------------------|
| ガス溶接作業主任者 | 法14<br>令6・2号<br>安衛則16  | アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は、加熱の作業            | ガス溶接作業主任者免許を受けた者 |
| 鉛作業主任者    | 法14<br>令6・19号<br>安衛則16 | 令別表第四第一号から第十号までに掲げる鉛作業(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業 | 鉛作業技能講習会を修了した者   |

### 令 別表第四 鉛業務(第六条関係)抜粋

- 一 鉛の製錬又は精錬を行なう工程における焙焼、焼結、溶鉱又は鉛等若しくは焼結鉱等の取扱いの業務(鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が五〇リットルをこえない作業場における四五〇度以下の温度による鉛又は鉛合金の溶融又は鋳造の業務を除く。次号から第七号まで、第十二号及び第十六号において同じ。)
- 二 銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程における溶鉱(鉛を三パーセント以上含有する原料を取扱うものに限る。)、当該溶鉱に連続して行なう転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム(銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程において生ずるものに限る。)の取扱いの業務
- 三 鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の溶融、鋳造、粉碎、混合、ふるい分け、練粉、充てん、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホツパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務
- 四 電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務
- 五 鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品(鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。)を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、鋳造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鋳込の業務
- 六 鉛化合物(酸化鉛、水酸化鉛その他の厚生労働大臣が指定する物に限る。以下この表において同じ。)を製造する工程において鉛等の溶融、鋳造、粉碎、混合、空冷のための攪拌、ふるい分け、か焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホツパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務
- 七 鉛ライニングの業務(仕上げの業務を含む。)
- 八 鉛ライニングを施し、又は含鉛塗料を塗布した物の破碎、溶接、溶断、切断、鉛打ち(加熱して行なう鉛打ちに限る。)、加熱、圧延又は含鉛塗料のかき落しの業務
- 九 鉛装置の内部における業務
- 十 鉛装置の破碎、溶接、溶断又は切断の業務(前号に掲げる業務を除く。)

事務連絡  
平成30年3月15日

都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省 土地・建設産業局  
建設市場整備課

### 登録基幹技能者の主任技術者の要件への認定について

建設現場を支える中核となる人材として、登録基幹技能者講習を修了した者（以下、「登録基幹技能者」という。）の果たすべき役割の重要性が増しており、今後、登録基幹技能者制度の更なる普及を図ることが必要です。

登録基幹技能者制度のより一層の普及・活用と、できる限り信頼性・専門性の高い公的資格保有者の配置を推進していく観点から、登録基幹技能者のうち、専門工事に関する実務経験年数が建設業法（昭和24年法律第100号）に定める主任技術者と同等以上と認められるものについて、主任技術者の要件を満たす者として位置付けることとし、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成29年国土交通省令第67号）により、許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者については、主任技術者の要件を満たすこととされました。

また、今般、同規則の規定に基づく告示（建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成30年国土交通省告示第435号））により、建設業の種類に対応した登録基幹技能者講習が定められました。

さらに、これらを踏まえ、「登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）」（平成30年3月15日付け国土建整第70号）により、登録基幹技能者講習事務の運用について、

- ・受講資格として単一の建設業の種類における実務経験年数を10年以上要することの明確化
- ・主任技術者の要件を満たしていることを講習修了証により証明できるよう、講習修了証への記載例の変更

などの所要の改正を行っております。

これらの改正により、平成30年4月1日から、別添資料のとおり、登録基幹技能者が主任技術者の要件を満たす者として認められることとなったところです。

貴職おかげでは、本内容につきまして、管下の市区町村に周知いただくとともに引き続き、登録基幹技能者制度のより一層の活用・普及に努めていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、本内容については、建設業関係団体宛にも周知している旨申し添えます。



【別添資料】

- ・登録基幹技能者の主任技術者要件への認定について
- ・登録基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類について

【参考資料】

- ・建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成29年国土交通省令第67号）
- ・建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成30年国土交通省告示第435号）
- ・登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）（平成30年3月15日付け国土建整第70号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）

# 登録基幹技能者と主任技術者の認定



(平成29年11月10日公布・施行)

- できる限り信頼性・専門性の高い公的資格保有者の配置を推進していく観点から、登録基幹技能者のうち、専門工事に関する実務経験年数が主任技術者と同等以上と認められる資格について、建設業法に規定する主任技術者要件として認定を行う。

## <改正内容>

- 登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるもの（※）については、主任技術者の要件を満たすものとして認定する。（建設業法施行規則第7条の3の改正）

※ 建設業の種類に対応した登録基幹技能者講習に関する告示を平成30年4月1日に施行

## 公的資格を有する者の配置推進

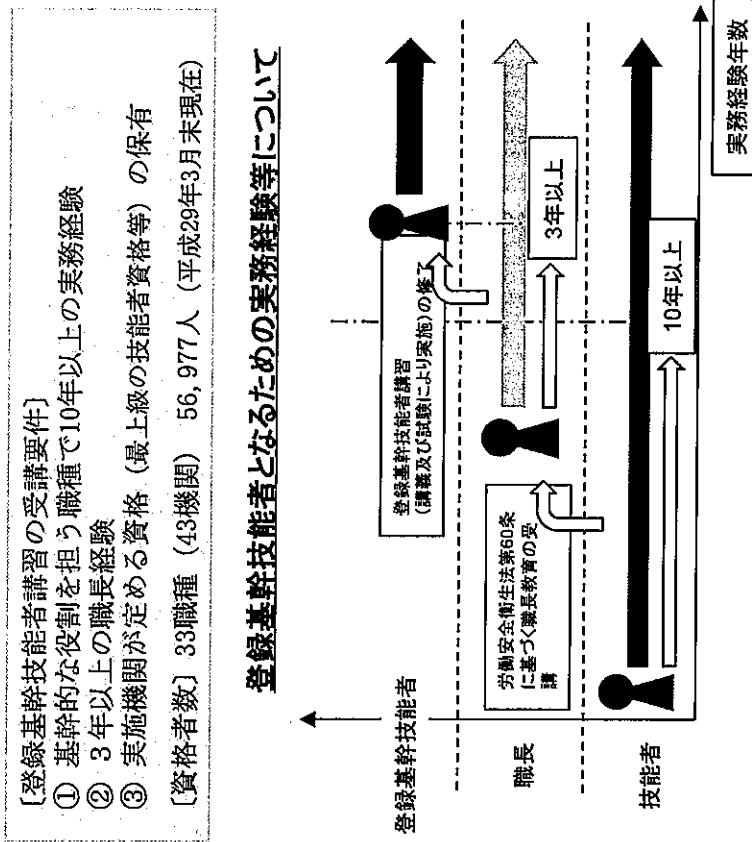
| 監理<br>技術者 | 国家資格                               | 登録資格<br>(民間資格)                  | 実務経験者  |
|-----------|------------------------------------|---------------------------------|--|
|           | 技術検定(1級・6種目)<br>生木・建築・電気・管・造園・産業機械 | その他<br>国家資格<br>(1級建築士等)         | 指定7種類にて<br>認めていたる<br>技能者(電気・管<br>生木・建築・造園・<br>産業機械・産業機<br>械運転士等)<br>下記に加え、指導監督的な<br>立場での2年経験 |
| 主任<br>技術者 | 新たな資格の創設<br>(まずは「電気通信工事」)          | 建設業法での<br>登録資格(4資格)<br>認定・登録の推進 | 最終学歴に応じた<br>実務経験年数   |
|           | 技術検定(2級・6種目)<br>生木・建築・電気・管・造園・産業機械 | その他<br>国家資格<br>(2級建築士等)         |  |

## 登録基幹技能者の認定

現在の主任技術者要件は、工事種類ごとに10年以上の実務経験を有すること（学歴に応じた短縮規定あり）とされているが、登録基幹技能者はこの10年以上の経験に加え、職長として3年以上の経験を有するなど、要件以上の豊富な知識・経験を有している。

現場において資格未取得者を主任技術者として配置する場合、

工事経験を書面で確認する等の手間を要しており、登録基幹技能者の認定により、こうした手間の軽減が期待



# 国土交通省 登録基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類について

| 登録基幹技能者講習             | 建設業の種類                        |
|-----------------------|-------------------------------|
| 登録電気工事基幹技能者講習         | 電気工事業、電気通信工事業                 |
| 登録橋梁基幹技能者講習           | 鋼構造物工事業、とび・土工工事業              |
| 登録園芸基幹技能者講習           | 造園工事業                         |
| 登録防水基幹技能者講習           | 防水工事業                         |
| 登録コンクリート工送基幹技能者講習     | とび・土工工事業                      |
| 登録トンネル基幹技能者講習         | とび・土工工事業                      |
| 登録建設塗装基幹技能者講習         | 塗装工事業                         |
| 登録左官基幹技能者講習           | 左官工事業                         |
| 登録機械土工基幹技能者講習         | とび・土工工事業                      |
| 登録海上起重基幹技能者講習         | しゅんせつ工事業                      |
| 登録PC基幹技能者講習           | とび・土工工事業、鉄筋工事業                |
| 登録鉄筋基幹技能者講習           | 鉄筋工事業                         |
| 登録瓦接基幹技能者講習           | 鉄筋工事業                         |
| 登録型枠基幹技能者講習           | 大工工事業                         |
| 登録配管基幹技能者講習           | 管工事業                          |
| 登録電気・土工基幹技能者講習        | とび・土工工事業                      |
| 登録切断穿孔基幹技能者講習         | とび・土工工事業                      |
| 登録内装仕上工事基幹技能者講習       | 内装仕上工事業                       |
| 登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者講習 | 建具工事業                         |
| 登録エクストリア基幹技能者講習       | タイル・れんが・ブロック工事業、とび・土工工事業、石工事業 |
| 登録建築板金基幹技能者講習         | 板金工事業、屋根工事業                   |
| 登録外壁仕上基幹技能者講習         | 塗装工事業、左官工事業、防水工事業             |
| 登録ダクト基幹技能者講習          | 管工事業                          |
| 登録保溫保冷基幹技能者講習         | 熱絶縁工事業                        |
| 登録グラウト基幹技能者講習         | とび・土工工事業                      |
| 登録冷凍空調基幹技能者講習         | 管工事業                          |
| 登録運動施設基幹技能者講習         | とび・土工工事業、舗装工事業、造園工事業          |
| 登録基礎工基幹技能者講習          | とび・土工工事業                      |
| 登録タイル張り基幹技能者講習        | タイル・れんが・ブロック工事業               |
| 登録標識・路面標示基幹技能者講習      | とび・土工工事業、塗装工事業                |
| 登録消防設備基幹技能者講習         | 消防施設工事業                       |
| 登録建築大工基幹技能者講習         | 大工工事業                         |
| 登録哨子工事基幹技能者講習         | ガラス工事業                        |



国土建整第70号  
平成30年3月15日

富山県 土木部長 様



国土交通省土地・建設産業局  
建設市場整備課長



## 登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）

標記について、登録基幹技能者の主任技術者の要件への認定に伴い所要の改正を行ったことから、登録基幹技能者講習事務の申請及び実施に当たっては、下記により取扱われたい。

本通達は、平成30年4月1日から施行する。

なお、平成 24 年 3 月 23 日付け国土建整第 181 号は本通達の施行をもって廃止する。

記

## 1 登録基幹技能者講習事務の申請における添付書類について

- (1) 建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）（以下「規則」という。）第 18 条の 3 の 2 第 3 項第 3 号の登録基幹技能者講習事務の概要を記載した書類として、以下の内容を記載した書類を添付すること。

## ① 講義の概要

- ア 講義を行う科目
  - イ アの科目ごとの内容
  - ウ イの内容ごとの講義時間
  - エ イの内容ごとの講師となるべき者

## ② 試験の概要

- ア 試験を行う科目
  - イ アの科目ごとの内容
  - ウ 試験時間、問題数及び試験方法

- (2) 規則第18条の3の2第3項第7号のその他参考となる事項を記載した書類として、以下の内容を記載した書類を添付すること。

- ① 登録基幹技能者講習の課程を修了した者が基幹的な役割を担う建設工事の建設業の種類
  - ② 登録基幹技能者講習事務の一部を他の者に委託する場合にあっては、受託予定者の名称及び委託する事務の内容
  - ③ 規則第18条の3の5の登録の更新時には、以下の内容を記載した書類を添付すること。
    - ア 登録基幹技能者講習事務の開始日又は前回の更新日から更新の申請日までの、登録基幹技能者講習委員の変更履歴と当該者の経歴書等。
    - イ 登録基幹技能者講習事務の開始日又は前回の更新日から更新の申請日までの、登録基幹技能者講習実施機関の代表者の氏名及び事務所の所在地の変更履歴。



- ウ 規則第 18 条の 3 の 10 に定める過去 5 年間分の財務諸表等の保管状況。
  - エ 規則第 18 条の 3 の 14 第 1 項に定める帳簿及び同条第 4 項に定める過去 3 年間分の書類の保管状況。
- 2 登録基幹技能者講習事務に関する規程（以下「事務規程」という。）について
- 事務規程の策定に当たっては、登録基幹技能者講習事務が公正に、かつ、規則第 18 条の 3 の 4 第 1 項各号に掲げる要件及び規則第 18 条の 3 の 6 各号に掲げる基準に適合する方法で行われることを担保する規定を設けるとともに、以下の点に留意すること。
- (1) 登録基幹技能者講習事務を行う事務所及び講習の実施場所に関する事項（規則第 18 条の 3 の 8 第 2 号関係）

登録基幹技能者講習の実施場所及び開催頻度については、講習の課程を修了した者が地域的に偏在しないよう十分配慮すること。
  - (2) 登録基幹技能者講習の日程、公示方法その他の登録基幹技能者講習事務の実施の方法に関する事項（規則第 18 条の 3 の 8 第 3 号関係）
    - ① 規則第 18 条の 3 の 2 第 3 項第 3 号の登録基幹技能者講習事務の概要を記載した書類として、国土交通大臣に提出した内容を事務規程に定めること。
    - ② 講義時間及び試験時間は、それぞれ 50 時間以下、3 時間以下を目安とすること。
    - ③ 試験方法は四者選一式を基本とすること。記述式を併用する場合は、具体的な出題内容とともに、規則第 18 条の 3 の 4 第 1 項第 2 号の合議制の機関で採点基準を定めること。また、試験日ごとに試験問題を変更するとともに、テキスト、ノート類の持込を認める方法はとらないこと。
  - (3) 登録基幹技能者講習の受講の申込みに関する事項（規則第 18 条の 3 の 8 第 4 号関係）
    - ① 建設工事に関する実務の経験及び職長の経験があることを判断するための受講資格として、事務規程に以下の内容を定めること。また、申請者の所属を受講資格としないこと。
      - ア 建設工事に関する実務の経験：1 の(2)の①により記載した建設業の種類のうち、一種類以上の実務の経験が 10 年以上の期間（1 の(2)の①の建設業の種類が複数ある場合、単一の建設業の種類における経験年数として 10 年以上であること）
      - イ アのうち職長の経験：3 年以上の期間（1 の(2)の①の建設業の種類が複数ある場合、単一の建設業の種類における経験年数として 3 年以上であること）
    - ② 熟達した作業能力を有することを判断するための受講要件として、事務規程に以下の点を留意して定めること。
      - ア 登録基幹技能者講習の種目に関し、熟達した作業能力を有することを判断できる職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）その他の法令に基づく試験、免許、免状又は講習がある場合には、当該試験の合格、免許若しくは免状の取得又は講習の修了を要件とする
      - イ アの試験等が存在しない場合は、登録基幹技能者講習の種目に関し、熟達した作業能力を有することを判断できる試験の合格、講習の修了等を要件とすることができる（特定の所属の者しか受験等できない場合は不可）
      - ウ ア又はイに加え、優秀施工者国土交通大臣顕彰者（建設マスター）を要件とすることは差し支えない
    - ③ 受講の申込みに当たり、申請者から以下の書類を求めるについて事務規程に定めること。
      - ア 実務の経験及び職長の経験を証明する書類（建設工事ごとに実務の経験及び職長の経験の内容（工事名、作業内容及び期間を含む。）が明記され、当該申請者の実務の経験を有する建設業の種類を判定することが可能なもの）で、その内容について事業主（事業主が

証明できない場合は、当該経験を証明できる立場の者)が証明したもの(申請者が事業主である場合は、記載事実に相違がない旨の誓約を求めるこ)

イ 職長の経験を証明するものとして、以下のいずれかの書類

(a) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第60条に規定する教育を受けたことを証する書類

(b) 上記アの職長の経験について、アの事業主以外の元請の建設業者等が証明したもの

④ 登録基幹技能者講習試験を不合格となった者に対する次回以降の講義の受講免除措置を事務規程に定めることができる。ただし、この受講の免除は、翌々年度までかつ2回までに限るものとする。

(4) 登録基幹技能者講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項(規則第18条の3の8第5号関係)

受講手数料は、申請者の所属にかかわらず、同一の料金にすること。

(5) 登録基幹技能者講習委員の選任及び解任に関する事項(規則第18条の3の8第6号関係)

講習委員として、平成20年国土交通省告示第362号の五及び六に掲げる者から一名以上を加えること。

(6) 登録基幹技能者講習修了証の交付及び再交付に関する事項(規則第18条の3の8第9号関係)

① 講習修了証には、事務規程に定めることにより、講習の課程を修了した者が実務の経験を有する建設業の種類をその表面に記載すること。

② ①の記載に当たっては、登録基幹技能者講習実施機関は、申請者から提出された実務の経験を証明する書類に基づき、建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号ロに適合しているかどうかを基準にその建設業の種類を判定する旨を事務規程で定めること。

③ 講習修了証には、事務規程に定めることにより、講習の課程を修了した者が規則第7条の3第3号に該当する場合は、別紙の例に倣い、該当する建設業の種類を明らかにして、建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たす者と認められることをその表面に記載すること。

④ 講習修了証には、事務規程に定めることにより、以下の事項をその裏面(備考欄)に記載すること。ただし、事務規程に定めることにより、講習修了証の再交付に代えることができる。

ア 氏名を変更した場合の変更後の氏名

イ ①により講習修了証の表面に記載した建設業の種類以外の建設業の種類について、講習修了証交付後に受講資格を満たした場合の当該建設業の種類の追加

ウ ③により講習修了証の表面に記載した建設業の種類以外の建設業の種類について、講習修了証交付後に規則第7条の3第3号に該当するに至った場合(③による建設業の種類の記載がない場合において、講習修了証交付後に規則第7条の3第3号に該当するに至った場合を含む。)の当該建設業の種類の追加

⑤ 講習修了証には、事務規程に定めることにより、講習修了証の有効期限を記載すること。

(7) その他登録基幹技能者講習事務に関し必要な事項(第18条の3の8第14号関係)

① 更新手続きに関する規定として、以下の内容を盛り込むこと。

ア 更新手続きの実施場所に関する事項

イ 更新手続きの日程に関する事項

ウ 更新手続きの申込みに関する事項

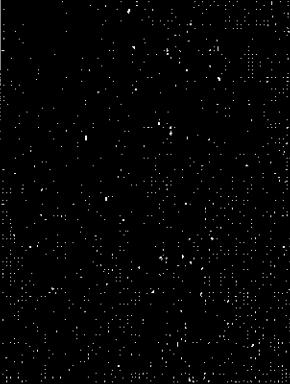
エ 更新手続きの手数料の額に関する事項

オ 更新講習を実施する場合は、講義の科目、内容、内容ごとの講義時間に関する事項

- ② 更新手続きの手数料の設定については、申請者の過度な負担とならないよう配慮すること。  
また、更新手続きの手数料は、申請者の所属にかかわらず同一の料金とすること。
  - ③ 更新手続きは、講習修了証の有効期限の1年前から受付を開始することができる。
  - ④ 講習修了証の有効期限を経過した場合は、事務規程に定めることにより、半年以内に限り更新することができる。また、事務規程に定めるところにより、有効期限経過後1年以内に限り講義の受講を免除することができる。なお、講習修了証の有効期限を経過した者については、経営事項審査における加点対象とはならないことに留意すること。
- 3 本通達の施行より前に登録基幹技能者講習を修了した者に限り、2の(3)の①のア及びイの年数の要件を単一の建設業の種類における経験年数によって満たさない場合であっても、1の(2)の①の複数の建設業の種類における経験年数によって満たす場合には、2の(7)の更新手続きを行うことができる。ただし、この場合は2の(6)の③、2の(6)の④のウは、適用しないこととする。
- 4 本通達の施行より前に交付された講習修了証は今後も有効とするが、施行後、登録基幹技能者講習実施機関は2の(6)の③、2の(6)の④のウの記載をした講習修了証を2の(3)の①のア及びイを満たす者に速やかに交付するよう努めること。交付に係る費用は、事務規程に定めるところにより、実費分を本人負担とができるものとする。

(別紙)

修了証 表面の記載例

|   |       |                      |       |  |
|---|-------|----------------------|-------|--|
|  |       | (登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証 |       |  |
|   |       | 修了証番号 第 号            | 年 月 日 |  |
| 氏 名   |       | (生年月日 年 月 日)         |       |  |
| 実務経験を有する建設業の種類 : 工事業  |       |                      |       |  |
| この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。                                |       |                      |       |  |
| この者は、(建設業の種類)について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。                              |       |                      |       |  |
| 修了年月日   | 年 月 日 | 年 月 日                | 印     |  |
| 有効期限  |       |                      |       |  |
| (登録基幹技能者講習実施機関の名称)  |       | (登録番号 第 番)           |       |  |

事務連絡  
平成30年7月11日

各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局  
建設市場整備課

### 登録基幹技能者講習修了証の取扱いについて

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成29年国土交通省令第67号）及び同規則の規定に基づく告示（建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成30年国土交通省告示第435号））により、許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を修了した者については、本年4月1日より、主任技術者の要件を満たす者として認められることとなりました。

これに伴い、「登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）」（平成30年3月15日付け国土建整第70号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）により、主任技術者の要件を満たしていることを講習修了証により証明できるようにするために、速やかに講習修了証の再交付に努めるよう、登録講習実施機関へ要請しているところです。

ただし、上記通知の施行前に交付された講習修了証でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習もあるため、建設業許可部局及び工事発注部局におかれましては、主任技術者要件や営業所における専任の技術者要件を確認する際には、別表をご活用の上、円滑な事務手続きに努めていただけますよう、よろしくお願ひいたします。

#### 【参考資料】

- ・登録基幹技能者講習修了証の取扱いについて
- ・登録基幹技能者の主任技術者要件への認定
- ・登録基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類について
- ・建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（抄）（平成29年国土交通省令第67号）
- ・建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成30年国土交通省告示第435号）
- ・登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）（平成30年3月15日付け国土建整第70号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）



2.1.2.3.1.1 税の取扱いを修了する講者講義



○登録基幹技能者は、平成30年4月1日より、主任技術者要件を満たす者として認められることとなった。

※※※平成29年国土交通省令第67号、平成30年国土交通省告示第435号

○これに伴い、主任技術者の要件を満たしていることを講習修了証により証明できるようにするため、速やかに講習修了証の再交付に努めるよう、登録講習実施機関へ要請している。

國子監之學，其風氣之醇厚，實無以過。蓋其地處京師，為天子之學，故其風氣之醇厚，實無以過。蓋其地處京師，為天子之學，故其風氣之醇厚，實無以過。蓋其地處京師，為天子之學，故其風氣之醇厚，實無以過。蓋其地處京師，為天子之學，故其風氣之醇厚，實無以過。

く従前の講習でも主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習

以下の講習について、従前の講習修了証を有している者は、当該講習修了証に記載された実務経験を有する建設業の種類について、  
10年以上の実務経験を確実に有していることから、従前の講習修了証であつても主任技術者の要件を満たしていることを確認できる

| 登録番号  | 登録基幹技能者講習名        | 実務経験を有する施設設備の運営 | 金鍛基幹技能者講習名  |                | 登録番号 | 登録基幹技能者講習名        | 実務経験を有する施設設備の運営   | 金鍛基幹技能者講習名 | 実務経験を有する施設設備の運営 |
|-------|-------------------|-----------------|-------------|----------------|------|-------------------|-------------------|------------|-----------------|
|       |                   |                 | 土木(汽)・土工・繊維 | 土木(汽)・電気通信     |      |                   |                   |            |                 |
| 1-1-1 | 金鍛電気工事基幹技能者講習     | 電気、電気通信         | 11          | 登録PC基幹技能者講習    | 18   | 登録内装セラーワーク基幹技能者講習 | 内装仕上              | 26         | 登録冷凍空調基幹技能者講習   |
| 1-1-3 | 金鍛造園基幹技能者講習       | 造園              | 12          | 登録鉄筋基幹技能者講習    | 19   | 登録ガーランド基幹技能者講習    | 建具                | 27         | 登録運動施設基幹技能者講習   |
| 1-2-4 | 金鍛コンクリート圧造基幹技能者講習 | とび・土工           | 13          | 登録圧瓦接合基幹技能者講習  | 20   | 登録エクステリア基幹技能者講習   | タイル・れんが・ブロック・土工・石 | 28         | 登録基礎工基幹技能者講習    |
| 5     | 金鍛防水基幹技能者講習       | 防水              | 14          | 登録型枠基幹技能者講習    | 21   | 登録建築板金基幹技能者講習     | 板金、屋根             | 29         | 登録タイル張り基幹技能者講習  |
| 7     | 金鍛建設塗装基幹技能者講習     | 塗装              | 15          | 登録配管基幹技能者講習    | 23   | 登録ダクト基幹技能者講習      | 管                 | 31         | 登録消火設備基幹技能者講習   |
| 8     | 金鍛左官基幹技能者講習       | 左官              | 16          | 登録構築・土工基幹技能者講習 | 24   | 登録保溫保冷基幹技能者講習     | 熱地盤               | 32         | 登録建築大工基幹技能者講習   |
| 9     | 金鍛機械工具基幹技能者講習     | 土木(汽)・土工        | 17          | 登録切断穿孔基幹技能者講習  | 25   | 登録グラウト基幹技能者講習     | とび・土工             | 33         | 金鍛電子工事基幹技能者講習   |

「土木工事業」についても実務経験を有する建設業の種類として定められているが、土木工事業については主任技術者の要件としては登録機械土工基幹技能者講習、登録PC基幹技能者講習及び登録運動施設基幹技能者講習においては、登録機械土工基幹技能者講習に於ける登録運動施設基幹技能者講習における必要がある。

従前の講習修了証では主任技術者の要件を満たしていることを確認できない講習

以下の講習については、従前の講習修了証では、主任技術者の要件を満たしていることを確認出来ないため、留意されたい。

| 登録番号 | 登録基幹技能者講習名       | 実務経験を有する建設業者の種類 |
|------|------------------|-----------------|
| 2    | 登録橋梁基幹技能者講習      | 鋼構造物、<br>とび・土工  |
| 6    | 登録トンネル基幹技能者講習    | 土木(※)、<br>とび・土工 |
| 10   | 登録海上起重基幹技能者講習    | 土木(※)、<br>しゃんせつ |
| 22   | 登録外壁仕上基幹技能者講習    | 塗装、左官、防水        |
| 30   | 登録標識・路面標示基幹技能者講習 | とび・土工、塗装        |

○登録トンネル基幹技能者講習、登録海上起重基幹技能者講習、登録橋梁基幹技能者講習、登録海上起重基幹技能者講習及び登録票識・路面表示基幹技能者講習における経験年数を合算することにより、講習の受講資格（10年以上の実務経験）を満たして講習を修了した者がいることから、従前の講習修了証では主任技術者の要件を満たしているか確認ができない。

※登録トンネル基幹技能者講習及び登録海上起重基幹技能者講習においては、「土木工事業」についても実務経験を有する必要がある。

○登録外壁上基幹技能者講習については、従前の講習修了証に実務経験を有する建設業の種類が記載されておらず、塗装、左官、防水のうち、いすゞの建設業の種類について10年以上の実務経験を有しているのか確認できないため、従前の講習修了証では主任技術者の要件を満たしているか確認ができない。

# (参考)登録基幹技能者講習修了証の様式について



## (新様式)

|  |             |             |
|--|-------------|-------------|
| (登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証                                   |             |             |
| 修了証番号 第  | 号           | 名           |
| (生年月日 年 月 日) 工事業                                       |             |             |
| 実務経験を有する建設業の種類:  |             |             |
| この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。   |             |             |
| この者は、(建設業の種類)について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。 |             |             |
| 修了年月日 年 月 日  | 修了年月日 年 月 日 | 修了年月日 年 月 日 |
| 有効期限   | 有効期限        | 有効期限        |
| (登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印                                   |             |             |
| (登録番号 第 番) 印   |             |             |

↑ 新様式には、主任技術者の要件を満たす者であると認められる旨明記することとなつてある。

## (旧様式)

|  |             |             |
|--|-------------|-------------|
| (登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証                                 |             |             |
| 修了証番号 第  | 号           | 名           |
| (生年月日 年 月 日) 工事業                                     |             |             |
| 実務経験を有する建設業の種類:                                      |             |             |
| この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。 |             |             |
| 修了年月日 年 月 日  | 修了年月日 年 月 日 | 修了年月日 年 月 日 |
| 有効期限   | 有効期限        | 有効期限        |
| (登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印                                 |             |             |
| (登録番号 第 番) 印   |             |             |

↑ 旧様式においても、10年の実務経験を有する建設業の種類が明記されており、一部の講習(※)を除き、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる。

- ※ 登録橋梁基幹技能者講習
- 登録トンネル基幹技能者講習
- 登録海上起重基幹技能者講習
- 登録標識・路面標示基幹技能者講習
- 登録外壁仕上基幹技能者講習

注: 登録建築大工基幹技能者講習の修了証には、建設業の種類が記載されていないが、同講習の受講資格として設定している建設業の種類は「建築大工」のみであるため、修了証により建築大工に係る主任技術者の要件を満たしていることを確認できる。

## 登録基幹技術者の主任技術者登録件への認定

(平成29年11月10日公布・施行)

・できる限り信頼性・専門性の高い公的資格保有者の配置を推進していく観点から、登録基幹技能者のうち、専門工事に関する実務経験年数が主任技術者と同等以上と認められる資格について、建設業法に規定する主任技術者要件として認定を行う。

〈改正內容〉

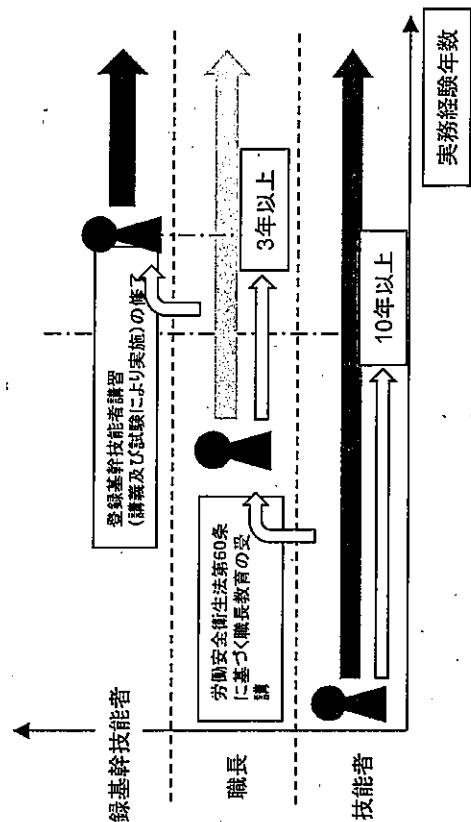
○ 登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるもの(※)については、主任技術者の要件を満たすものとして認定する。(建設法施行規則第7条の3の改正)

※ 建設業の種類に対応した登録基幹技能者講習に関する告示を平成30年4月1日に施行

1

登録基幹技能者者の認定

現在の主任技術者要件は、工事種類ごとに10年以上の実務経験を有すること（学歴に応じた短縮規定あり）とされているが、登録基幹技能者はこの10年以上の経験に加え、職長として3年以上の経験を有するなど、要件以上の豊富な知識・経験を



現場において資格未取得者を主任技術者として配置する場合、

工事経験を書面で確認する等の手間を要しており、登録基幹技能者の認定により、こうした手間の軽減が期待

登録基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類について

| 建設業の種類                        | 登録基幹技能者講習             |
|-------------------------------|-----------------------|
| 電気工事業、電気通信工事業                 | 登録電気工事基幹技能者講習         |
| 鋼構造物工事業、とび・土工工事業              | 登録橋梁基幹技能者講習           |
| 造園工事業                         | 登録造園基幹技能者講習           |
| とび・土工工事業                      | 登録コシンクリート工送基幹技能者講習    |
| 防水工事業                         | 登録防水基幹技能者講習           |
| とび・土工工事業                      | 登録トシネル基幹技能者講習         |
| 塗装工事業                         | 登録建設塗装基幹技能者講習         |
| とび・土工工事業                      | 登録左官基幹技能者講習           |
| 左官工事業                         | 登録機械土工基幹技能者講習         |
| とび・土工工事業                      | 登録海上起重基幹技能者講習         |
| しゆんせつ工事業                      | 登録P.C基幹技能者            |
| とび・土工工事業、鉄筋工事業                | 登録鉄筋基幹技能者講習           |
| 鉄筋工事業                         | 登録瓦接基幹技能者講習           |
| 大工工事業                         | 登録型枠基幹技能者講習           |
| 管工事業                          | 登録配管基幹技能者講習           |
| とび・土工工事業                      | 登録薦葉・土工基幹技能者講習        |
| とび・土工工事業                      | 登録切断孔基幹技能者講習          |
| 内装仕上工事業                       | 登録内装仕上工事基幹技能者講習       |
| 建具工事業                         | 登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者講習 |
| タイル・れんが・ブロック工事業、とび・土工工事業、石工事業 | 登録エクストリア基幹技能者         |
| 板金工事業、屋根工事業                   | 登録建築板金基幹技能者講習         |
| 塗装工事業、左官工事業、防水工事業             | 登録外壁仕上基幹技能者講習         |
| 管工事業                          | 登録ダクト基幹技能者講習          |
| 熱絶縁工事業                        | 登録保冷基幹技能者講習           |
| とび・土工工事業                      | 登録グラウト基幹技能者講習         |
| 管工事業                          | 登録冷凍空調基幹技能者講習         |
| とび・土工工事業、舗装工事業、造園工事業          | 登録運動施設基幹技能者講習         |
| とび・土工工事業                      | 登録基礎工基幹技能者講習          |
| タイル・れんが・ブロック工事業               | 登録タイル張り基幹技能者講習        |
| とび・土工工事業、塗装工事業                | 登録標識・路面標示基幹技能者講習      |
| 消防施設工事業                       | 登録消防設備基幹技能者講習         |
| 大工工事業                         | 登録建築大工基幹技能者講習         |
| ガラス工事業                        | 登録硝子工事基幹技能者講習         |

国土建第317号  
令和元年10月30日

各地方整備局等建設業担当部長 殿  
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設業法施行規則第七条の三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者を定める件（告示）の改正について（通知）

今般、登録土工基幹技能者講習及び登録A L C基幹技能者講習を修了した者を、建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第七条第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして同号ハの規定に基づき認定するため、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成三十年国土交通省告示第四百三十五号）の改正を行いましたので、下記のとおり通知いたします。

貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遗漏のないよう措置願います。

#### 記

##### 1. 今回の改正内容について

法第七条第二号ハにより、国土交通大臣が同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして認定した者についても主任技術者等に該当する（法第二十六条第一項）とされており、当該認定の対象として登録基幹技能者講習の修了者が建設業法施行規則第七条の三第三号に規定されているところ、今回その対象となる登録基幹技能者講習として以下の2種目について追加を行った。

| 建設業             | 登録基幹技能者講習の種目 |
|-----------------|--------------|
| とび・土工工事業        | 登録土工基幹技能者    |
| タイル・れんが・ブロック工事業 | 登録A L C基幹技能者 |

##### 2. スケジュールについて

公布の日から施行する。

(参考)

・登録土工基幹技能者

熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた土工（土砂等の掘削、盛り上げ、締固め等を行う工事その他基礎的ないしは準備的工事等）に携わる技能者で、国土交通大臣が登録した機関が実施する登録土工基幹技能者講習の修了者

・登録A L C 基幹技能者

熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れたA L Cパネル（石灰質原料及び酸質原料を主原料とし、高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート建材）工事に携わる技能者で、国土交通大臣が登録した機関が実施する登録A L C 基幹技能者講習の修了者

以上

管 第 237 号  
建 技 第 452 号  
令 和 7 年 1 月 23 日

部内各所属長 殿

土 木 部 長

### 監理技術者等の専任義務に係る合理化及び営業所技術者等の職務の特例について

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）（令和6年12月13日付け 国不建第148号）」の施行に伴い、監理技術者等の専任義務に係る合理化及び営業所技術者等の職務の特例について本県での運用を下記のとおりとしたので通知いたします。

#### 記

##### 1 運用の内容（改正内容）

- ・工事現場に専任しなければならない主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）について、情報通信技術を利用する等の一定の要件を満たす場合、2現場まで監理技術者等の兼務を可能とする。（建設業法第26条第3項第1号）
- ・営業所に専任しなければならない営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）について、情報通信技術を利用する等の一定の要件を満たす場合、1現場まで監理技術者等の職務を兼ねることができる。（建設業法第26条の5）

制度の概要は別添「【建設業法】現場技術者の専任合理化」を参照し、運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」によるものとする。

##### 【監理技術者制度マニュアル URL】

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk1\\_000002.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html)

- 注1 「建設工事の現場代理人の常駐及び技術者の専任に係る取扱いについて（平成30年3月15日付け建技第462号）」の運用については従前とおり取り扱うものとする。
- 注2 建設業法施行令の一部改正（令和7年2月1日施行）により、専任の監理技術者等を要する請負代金額の下限は「4,000万円（建築一式の場合8,000万円）」から「4,500万円（建築一式の場合9,000万円）」に変更。

## 2 兼務要件の確認について

次の1)又は2)の場合において技術者を兼務する場合は、現場代理人等届と併せて「人員の配置を示す計画書」を発注者に提出し、兼務要件の確認を受けなければならない。

- 1) 建設業法第26条第3項第1号の規定により専任を要する監理技術者等が他工事の監理技術者等と兼務する場合
- 2) 建設業法第26条の5の規定により営業所技術者等が監理技術者等の職務と兼務する場合

## 3 適用開始日

令和7年2月1日以降に入札の公告を行う工事から適用する。

(事務担当)

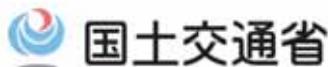
管理課 入札・契約係  
建設技術企画課 技術指導係  
建設業係

# 【建設業法】

## 現場技術者の専任合理化(R6.12.13施行)

(1)主任技術者・監理技術者の専任工事現場の兼任※  
 (建設業法第26条第3項第1号、第4項)  
 ※「専任特例1号」という。

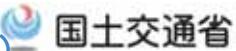
(2)営業所技術者等※の専任工事現場の兼任  
 (建設業法第26条の5)  
 ※営業所技術者及び特定営業所技術者



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

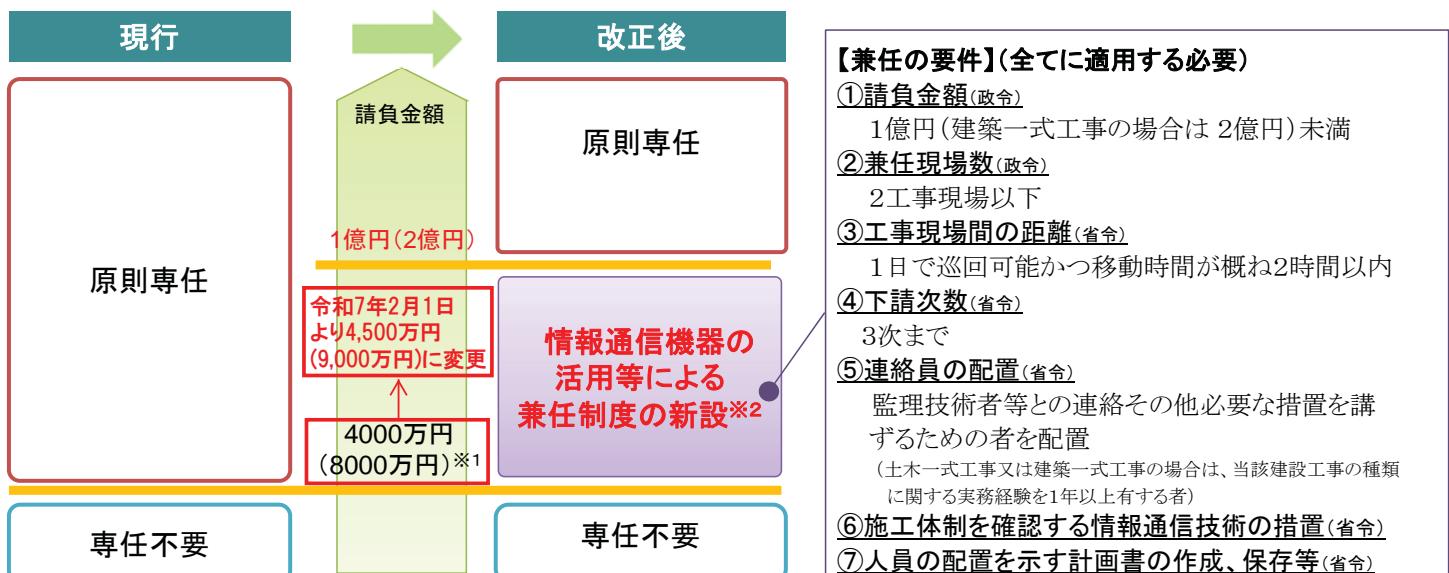
1

### 【概要】現場技術者(主任技術者・監理技術者)の専任の合理化(専任工事現場の兼任)



令和6年12月13日施行

- 建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされている。(建設業法第26条第3項)
- 今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度を新設。(建設業法第26条第3項第1号、第4項)



※1: 近年の建設工事費の高騰に伴い、金額は引き上げ予定(施行日:令和7年2月1日)  
 ※2: 主任技術者・監理技術者に適用可能

補足: 上図中「原則専任」について、「監理技術者を補佐する者」(注)を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能(主任技術者は適用不可)。この制度は改正後も引き続き適用可能。

1-1-113

注:「主任技術者の要件を有し、かつ、1級技士補の者」又は「監理技術者の要件を有する者」(一部業種は後者のみ、詳細は監理技術者制度運用マニュアル参照)

| 【兼任の要件】(全てに適用する必要)               |  |
|----------------------------------|--|
| ①請負金額(政令)                        | 1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満   |
| ②兼任現場数(政令)                       | 2工事現場以下  |
| ③工事現場間の距離(省令)                    | 1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内  |
| ④下請次数(省令)                        | 3次まで   |
| ⑤連絡員の配置(省令)                      | 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者を配置<br>(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者) |
| ⑥施工体制を確認する情報通信技術の措置(省令)          |  |
| ⑦人員の配置を示す計画書の作成、保存等(省令)          |  |
| (補足)計画書の参考様式を国土交通省HPに掲載          |  |
| ⑧現場状況の確認のための情報通信機器の設置(省令)        |  |
| ※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載 |  |

2

## ①建設工事の請負代金の額の上限 (法26条第3項第一号イ)

| 建設業法施行令   | 監理技術者制度運用マニュアル   |
|---|--|
| <p>(法26条第3項第1号イの金額)<br/>&lt;第28条&gt;</p> <p>法26条第3項第一号イの政令で定める金額は、1億円とする。ただし、当該請負契約に係る建設工事が建築一式工事の場合においては、2億円とする。</p> | <p>主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例<br/>&lt;三 (2) ① 1&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>兼任する各建設工事が、1億円未満（建築一式の場合は2億円未満）である必要。</li> <li>工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となつた場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を専任で配置しなければならない。</li> </ul> |

※一部分かりやすさのため、条文そのままではなく、追記等している箇所があります。

3

## 主任技術者・監理技術者の専任工事現場の兼任(要件)

## ②兼任できる工事現場数 (法26条第4項)

| 建設業法施行令  | 監理技術者制度運用マニュアル   |
|--|--|
| <p>(同一の主任技術者又は監理技術者を置くことができる工事現場の数)<br/>&lt;第30条&gt;</p> <p>法26条第4項の政令で定める数は、2以下とする。</p> | <p>主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例<br/>&lt;三 (2) ① 8&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、専任特例1号の全ての要件（請負金額除く）を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。</li> </ul> <p>&lt;三 (2) ⑤&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。</li> </ul> |

※一部分かりやすさのため、条文そのままではなく、追記等している箇所があります。

1-1-114

4

### ③工事現場間の距離 (法26条第3項第一号口)

| 建設業法施行規則   | 監理技術者制度運用マニュアル   |
|--|--|
| <p>(法26条第3項第1号口の国土交通省令で定める要件)<br/>&lt;第17条の2 第1号&gt;</p> <p>同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工事の工事現場間の距離が、これらの者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね二時間以内であること。</p> | <p>主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例<br/>&lt;三 (2) ① 2&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動時間は片道に要する時間。</li> <li>・判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行う。</li> </ul> |

※一部分かりやすさのため、条文そのままではなく、追記等している箇所があります。

5

## 主任技術者・監理技術者の専任工事現場の兼任(要件)

### ④下請次数 (法26条第3項第一号口)

| 建設業法施行規則  | 監理技術者制度運用マニュアル   |
|---|--|
| <p>(法26条第3項第1号口の国土交通省令で定める要件)<br/>&lt;第17条の2 第2号&gt;</p> <p>建設工事の全部又は一部について締結される下請契約が、次に掲げるものに限られること。</p> <p>イ 前号の主任技術者又は監理技術者を置く建設業者が注文者となつた下請契約</p> <p>ロ イの建設業者から直接建設工事を請け負った建設業者が注文者となつた下請契約</p> <p>ハ ロの建設業者から直接建設工事を請け負った建設業者が注文者となつた下請契約</p> | <p>主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例<br/>&lt;三 (2) ① 3&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該建設業者が注文者となつた下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。</li> <li>・工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を専任で配置しなければならない。</li> </ul> |

※一部分かりやすさのため、条文そのままではなく、追記等している箇所があります。

6

## ⑤連絡員の配置

(法26条第3項第一号口)

| 建設業法施行規則   | 監理技術者制度運用マニュアル  |
|--|---|
| <p>(法26条第3項第1号口の国土交通省令で定める要件)<br/> <b>&lt;第17条の2 第3号&gt;</b></p> <p>建設工事を請け負った建設業者が、主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を一年以上有する者に限る。）を当該建設工事に置いていること。</p> | <p>主任技術者又は監理技術者の専任の特例<br/> <b>&lt;三 (2) ① 4&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連絡その他必要な措置を講ずるための者を、マニュアルにおいて「連絡員」と称す。</li> <li>連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。</li> <li>連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。</li> <li>連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法七条第二号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。</li> <li>連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。</li> <li>連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要である。</li> </ul> |

※一部分かりやすさのため、条文そのままではなく、追記等している箇所があります。

7

## 主任技術者・監理技術者の専任工事現場の兼任(要件)

## ⑥施工体制を確認する情報通信技術の措置

(法26条第3項第一号口)

| 建設業法施行規則   | 監理技術者制度運用マニュアル  |
|--|---|
| <p>(法26条第3項第1号口の国土交通省令で定める要件)<br/> <b>&lt;第17条の2 第4号&gt;</b></p> <p>建設工事を請け負った建設業者が、当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること</p> | <p>主任技術者又は監理技術者の専任の特例<br/> <b>&lt;三 (2) ① 5&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましいが、他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。</li> </ul> |

※一部分かりやすさのため、条文そのままではなく、追記等している箇所があります。

8

## ⑦人員の配置を示す計画書の作成、保存等

(法26条第3項第一号口)

### 建設業法施行規則

(法26条第3項第1号口の国土交通省令で定める要件)

&lt;第17条の2 第5号&gt;

第一号の建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、当該工事現場に備え置き、及び第二十八条第一項に規定する帳簿（第二十六条第六項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）の保存期間と同じ期間営業所で保存していること。

- イ 当該建設業者の名称及び所在地
- ロ 主任技術者又は監理技術者の氏名
- ハ 当該主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第32条第1項の労働時間を超えるものの見込み及び当該労働時間の実績
- 二 当該建設工事に係る次の事項
  - (1) 名称及び工事現場の所在地
  - (2) 建設工事の内容
  - (3) 当該建設工事の請負代金の額
  - (4) 第一号の移動時間
  - (5) 一次下請契約、二次下請契約及び三次下請契約のうち実際に締結されたもの
  - (6) 第17条の2第3号の者の氏名・所属会社及び当該建設工事に関する実務の経験の内容  
(実務の経験の内容については、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合に記載)
  - (7) 第17条の2第4号の措置（前ページ）
  - (8) 第17条の3の情報通信機器（次ページ）

※一部分かりやすさのため、条文そのままではなく、追記等している箇所があります。

9

## 主任技術者・監理技術者の専任工事現場の兼任(要件)

## ⑧現場状況の確認のための情報通信機器の設置

(法26条第3項第一号ハ)

| 建設業法施行規則                               | 監理技術者制度運用マニュアル  |
|--|---|
| (法26条第3項第1号ハの国土交通省令で定める要件)<br><第17条の3> | <p>主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例<br/>&lt;三 (2) ① 7&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、左記を満足できれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも差し支えない。</li> <li>・通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。</li> </ul> |

※一部分かりやすさのため、条文そのままではなく、追記等している箇所があります。

## &lt;標識の記載方法&gt;

「専任特例1号」を適用している場合は、「専任の有無」欄に記載要領2のとおり記載。

## 建設業法施行規則(国土交通省令) 様式

| 建設業の許可票        |              |         |
|----------------|--------------|---------|
| 商号又は名称         |              |         |
| 代表者の氏名         |              |         |
| 主任技術者の氏名       | 専任の有無        |         |
| 資格名            | 資格者証交付番号     |         |
| 一般建設業又は特定建設業の別 |              |         |
| 許可を受けた建設業      |              |         |
| 許可番号           | 国土交通大臣<br>知事 | 許可( )第号 |
| 許可年月日          |              |         |

35cm以上

25cm以上

## &lt;記載要領&gt;

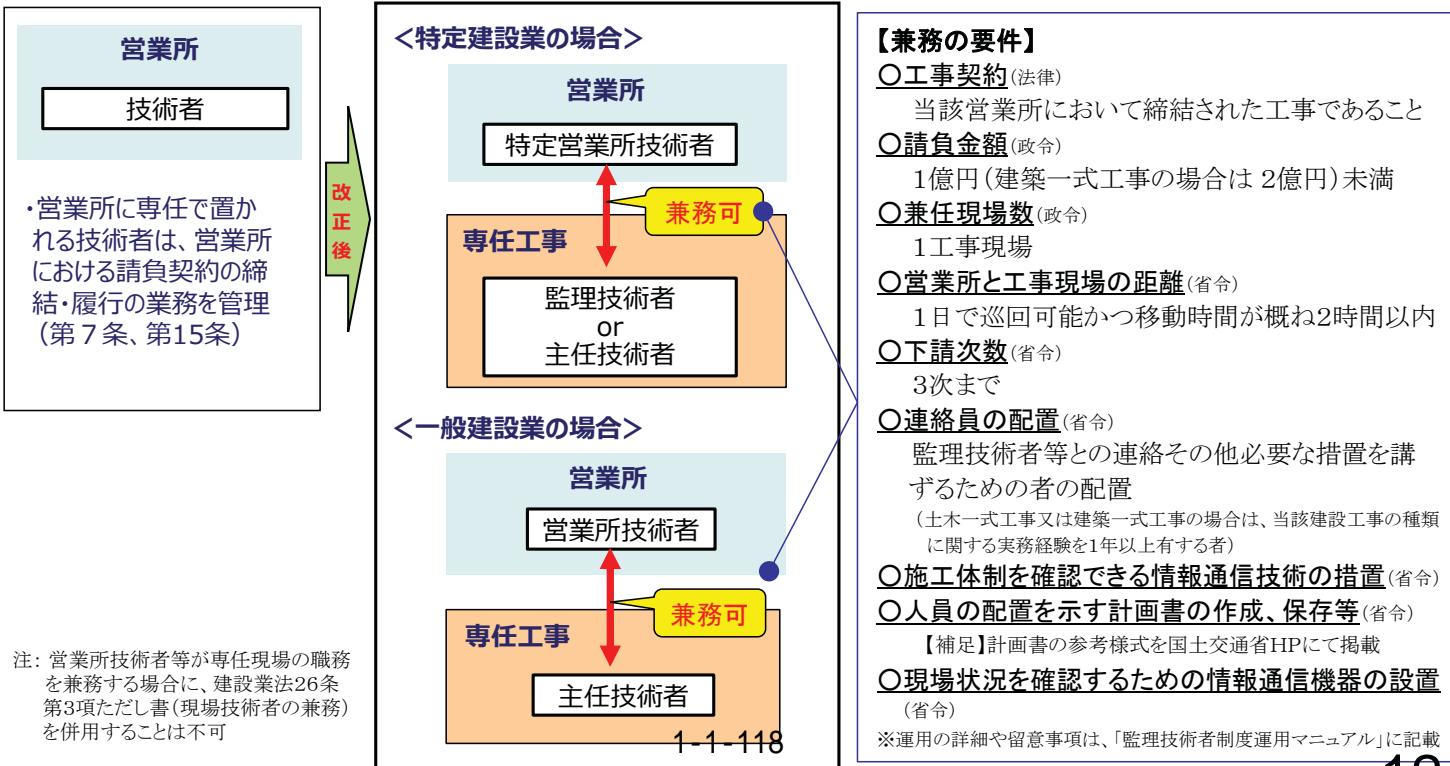
2「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、**同項第1号に該当する場合には、「非専任(情報通信技術利用)」**、同項第2号に該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。

4「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。

11

## 【概要】現場技術者(主任技術者・監理技術者)の専任の合理化(営業所技術者等の専任現場兼務)

○営業所毎に専任で置くことが求められている者(営業所技術者等)に関して、今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事について、営業所技術者等が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できる改正を実施。  
(建設業法第26条の5)



12

## &lt;兼任要件&gt;

- 営業所技術者等が、専任を要する工事現場の主任技術者等を兼務する場合の要件は、  
基本的に、専任特例1号の要件と同じ。なお、異なる部分は、以下のとおり。①
- ①営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。(法)
  - ②工事現場の数が1であること。(政令)
  - ③工事現場までの距離については、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、移動時間が  
おおむね二時間以内であることが必要であるが、営業所技術者等の場合は、工事現場間の距離ではなく、  
“営業所から当該工事現場”の間の距離(省令)
  - ④人員の配置を示す計画書に盛り込むべき内容(省令)
    - ・営業所技術者等が所属する営業所の名称も記載
    - ・当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称も記載
- 営業所技術者等は、工事現場の主任技術者又は監理技術者を兼務する場合には、  
当該請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要。(監理技術者制度運用マニュアル)

## &lt;その他&gt;

- 営業所に近接し、専任を要さない工事現場の主任技術者等の兼務※は、引き続き適用可能。② ※平成15年4月21日付国総建第18号
- 営業所に近接していない、専任を要しない工事現場の主任技術者等の兼務は、専任を要する  
工事現場の兼任要件を全て満たす場合は可能。③
- ①～③の併用はできない。

# (参考様式)

年 月 日

## 省令※17条の2又は17条の5に基づく人員の配置を示す計画書

|      |          |   |          |  |
|------|----------|---|----------|--|
| 対象期間 | 令和 年 月 日 | ～ | 令和 年 月 日 |  |
|------|----------|---|----------|--|

|   |                      |       |      |               |
|---|----------------------|-------|------|---------------|
| 建設業者  | 名称 (イ※2)             |       |      |               |
|   | 所在地 (イ)              |       |      |               |
| 主任技術者<br>又は監理技<br>術者 (営業所技<br>術者又は特定営業<br>所技術者) | 氏名 (ロ)               |       |      |               |
|   | 所属営業所名 (ロ)           |       |      | ※17条の5の場合のみ記載 |
|   | 一日平均の<br>法定外労働時間 (ハ) | 見込み時間 | 実績時間 |               |

|            |  |      |    |                                    |
|------------|--|------|----|------------------------------------|
| 建設工事 1     | 工事名称 (ニ(1))  |      |    |                                    |
|            | 工事現場所在地 (ニ(1))   |      |    |                                    |
|            | 契約締結営業所<br>(ニ(1))  | 名称   |    |                                    |
|            |  | 所在地  |    |                                    |
|            | 建設工事の内容 (ニ(2))   |      |    | ※法別表第1上段のどれか                       |
|            | 請負代金の額 (ニ(3))  |      |    | ※1億円未満 (建築一式工事の場合<br>は2億円未満) である必要 |
|            | 移動時間 (ニ(4))  |      |    | ※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内<br>である必要         |
|            | 下請次数 (ニ(5))  |      |    | ※3次以内である必要                         |
|            | 工事現場の施工体制の<br>確認方法 (ニ(7))  |      |    |                                    |
|            | 情報通信機器 (ニ(8))  |      |    |                                    |
| 連絡員 (ニ(6)) | 氏名   |      |    |                                    |
|            | 所属会社   |      |    |                                    |
|            | 実務の経験<br><br>※土木一式工事又は<br>建築一式工事の場合<br>に記載<br>※実務の経験は1年<br>以上である必要 | 工事名称 | 期間 |                                    |
|            |  |      | 年  | 月                                  |
|            |  |      | 年  | 月                                  |
|            |  |      | 合計 | 年 月                                |

|        |                           |  |      |                                    |
|--------|---------------------------|--|------|------------------------------------|
| 建設工事 2 | 工事名称 (ニ(1))               |  |      |                                    |
|        | 所在地 (ニ(1))                |  |      |                                    |
|        | 建設工事の内容 (ニ(2))            |  |      | ※法別表第1上段のどれか                       |
|        | 請負代金の額 (ニ(3))             |  |      | ※1億円未満 (建築一式工事の場合<br>は2億円未満) である必要 |
|        | 移動時間 (ニ(4))               |  |      | ※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内<br>である必要         |
|        | 下請次数 (ニ(5))               |  |      | ※3次以内である必要                         |
|        | 工事現場の施工体制の<br>確認方法 (ニ(7)) |  |      |                                    |
|        | 情報通信機器 (ニ(8))             |  |      |                                    |
|        | 連絡員 (ニ(6))                | 氏名   |      |                                    |
|        |                           | 所属会社   |      |                                    |
|        |                           | 実務の経験<br><br>※土木一式工事又は<br>建築一式工事の場合<br>に記載<br>※実務の経験は1年<br>以上である必要 | 工事名称 | 期間                                 |
|        |                           |  |      | 年 月                                |
|        |                           |  |      | 年 月                                |
|        |                           |  | 合計   | 年 月                                |

※1：建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

※2：省令（17条の2第1項第5号又は省令17条の5第1項第5号）の該当する号等、他同じ

以上

様式第46号の1の①

富山県知事 新田 八朗 殿

令和 年 月 日

受注者 住所 □□市□□□町□□□

氏名 株式会社□□建設

代表取締役社長 □□□□

## 現場代理人等届

令和2年11月9日 付けて契約を締結した下記工事の現場代理人等を定めたので、届け出ます。

記

1 工事名 一般県道○○線県単独道路改良工事

2 工事場所 ○○市○○町○○○ 地内

3 請負代金額 11,000,000 円

| 現場代理人等の名称      | 氏名    | 法令による技術者資格の名称※1 | 資格の番号 |
|----------------|-------|-----------------|-------|
| 現場代理人          | 新川 ○男 |                 |       |
| 主任技術者又は監理技術者※2 | 砺波 ○男 |                 |       |
| 監理技術者補佐※3      |       |                 |       |
| 専門技術者          |       |                 |       |
| 備考※4           |       |                 |       |

※1 「法令による技術者資格の名称」欄には、建設業法による土木施工管理技士、建設機械施工技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士、建築施工管理技士、技術士法による建設部門、農業部門(農業土木)、林業部門(林業土木)、建築士法による建築士、電気工事士法による電気工事士、電気事業法による電気主任技術者、職業能力開発促進法による技能士、消防法による消防設備士の資格を有している者について記載し、現場代理人等の社員証及び資格者証の写しを添付してください。

※2 主任技術者又は監理技術者は、いずれか1名を記載するものとする。

※3 建設業法第26条第3項第2号の規定により監理技術者が兼務する場合にのみ記載するものとする。

※4 低入札に伴って増員した技術者は、備考欄に「名称」「氏名」「資格」等を記載するものとする。

その他) 建設業法第26条第3項第1号の規定により専任を要する主任技術者又は監理技術者が他工事の主任技術者又は監理技術者と兼務する場合、もしくは、建設業法第26条の5の規定により営業所技術者又は特定営業所技術者が主任技術者又は監理技術者の職務を兼務する場合は人員の配置を示す計画書を添付してください。

様式第46号の1の②

富山県知事 新田 八朗 殿

令和 年 月 日

受注者 住所 □□市□□□町□□□

氏名 株式会社□□建設

代表取締役社長 □□□□

## 現場代理人等届

令和2年11月9日 付けて契約を締結した下記工事の現場代理人等を定めたので、届け出ます。

記

1 工事名 一般県道○○線県単独道路改良工事

2 工事場所 ○○市○○町○○○ 地内

3 請負代金額 11,000,000 円

| 現場代理人等の名称      | 氏名    | 会社名 | 法令による技術者資格の名称※1 | 資格番号 |
|----------------|-------|-----|-----------------|------|
| 現場代理人          | 新川 ○男 |     |                 |      |
| 主任技術者又は監理技術者※2 | 砺波 ○男 |     |                 |      |
| 監理技術者補佐※3      |       |     |                 |      |
| 専門技術者          |       |     |                 |      |
| 主任技術者又は監理技術者※2 |       |     |                 |      |
| 監理技術者補佐※3      |       |     |                 |      |
| 専門技術者          |       |     |                 |      |
| 備考※4           |       |     |                 |      |

※1 「法令による技術者資格の名称」欄には、建設業法による土木施工管理技士、建設機械施工技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士、建築施工管理技士、技術士法による建設部門、農業部門(農業土木)、林業部門(林業土木)、建築士法による建築士、電気工事士法による電気工事士、電気事業法による電気主任技術者、職業能力開発促進法による技能士、消防法による消防設備士の資格を有している者について記載し、現場代理人等の社員証及び資格者証の写しを添付してください。

※2 主任技術者又は監理技術者は、いずれか1名を記載するものとする。

※3 建設業法第26条第3項第2号の規定により監理技術者が兼務する場合にのみ記載するものとする。

※4 低入札に伴って増員した技術者は、備考欄に「名称」「氏名」「資格」等を記載するものとする。  
 (その他) 建設業法第26条第3項第1号の規定により専任を要する主任技術者又は監理技術者が他工事の主任技術者又は監理技術者と兼務する場合、もしくは、建設業法第26条の5の規定により営業所技術者又は特定営業所技術者が主任技術者又は監理技術者の職務を兼務する場合は人員の配置を示す計画書を添付してください。

様式第46号の2の①

富山県知事 新田 八朗 殿

令和 年 月 日

受注者 住所 □□市□□□町□□□

氏名 株式会社□□建設

代表取締役社長 □□□□

## 現場代理人等変更届

令和2年11月9日 付けで契約を締結した下記工事の現場代理人等を定めたので、届け出ます。

記

1 工事名 一般県道○○線県単独道路改良工事

2 工事場所 ○○市○○町○○○ 地内

3 請負代金額 11,000,000 円

| 現場代理人等の名称      | 区分  | 氏名    | 法令による技術者資格の名称<br>※1 | 資格の番号 |
|----------------|-----|-------|---------------------|-------|
| 現場代理人          | 変更前 | 新川 ○男 |                     |       |
|                | 変更後 | 立山 ○男 |                     |       |
| 主任技術者又は監理技術者※2 | 変更前 | 砺波 ○男 |                     |       |
|                | 変更後 | 冰見 ○男 |                     |       |
| 監理技術者補佐※3      | 変更前 |       |                     |       |
|                | 変更後 |       |                     |       |
| 専門技術者          | 変更前 |       |                     |       |
|                | 変更後 |       |                     |       |
| 変更理由           |     |       |                     |       |
| 備考※4           |     |       |                     |       |

※1 「法令による技術者資格の名称」欄には、建設業法による土木施工管理技士、建設機械施工技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士、建築施工管理技士、技術士法による建設部門、農業部門(農業土木)、林業部門(林業土木)、建築士法による建築士、電気工事士法による電気工事士、電気事業法による電気主任技術者、職業能力開発促進法による技能士、消防法による消防設備士の資格を有している者について記載し、変更した現場代理人等の社員証及び資格者証の写しを添付してください。

※2 主任技術者又は監理技術者は、いずれか1名を記載するものとする。

※3 建設業法第26条第3項第2号の規定により監理技術者が兼務する場合にのみ記載するものとする。

※4 低入札に伴って増員した技術者は、備考欄に「名称」「区分」「氏名」「資格」「変更理由」等を記載するものとする。

その他) 建設業法第26条第3項第1号の規定により専任を要する主任技術者又は監理技術者が他工事の主任技術者又は監理技術者と兼務する場合、もしくは、建設業法第26条の5の規定により営業所技術者又は特定営業所技術者が主任技術者又は監理技術者の職務を兼務する場合は人員の配置を示す計画書を添付してください。

様式第46号の2の②

JV用

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 殿

受注者 住所 □□市□□□町□□□

氏名 株式会社□□建設

代表取締役社長 □□□□

## 現場代理人等変更届

令和2年11月9日 付けで契約を締結した下記工事の現場代理人等を定めたので、届け出ます。

記

1 工事名 一般県道○○線県単独道路改良工事

2 工事場所 □□市□□町□□□ 地内

3 請負代金額 11,000,000 円

| 現場代理人等の名称      | 区分  | 氏名    | 会社名 | 法令による技術者資格の名称※1 | 資格番号 |
|----------------|-----|-------|-----|-----------------|------|
| 現場代理人          | 変更前 | 新川 ○男 |     |                 |      |
|                | 変更後 | 立山 ○男 |     |                 |      |
| 主任技術者又は監理技術者※2 | 変更前 | 砺波 ○男 |     |                 |      |
|                | 変更後 | 水見 ○男 |     |                 |      |
| 監理技術者補佐※3      | 変更前 |       |     |                 |      |
|                | 変更後 |       |     |                 |      |
| 専門技術者          | 変更前 |       |     |                 |      |
|                | 変更後 |       |     |                 |      |
| 主任技術者又は監理技術者※2 | 変更前 |       |     |                 |      |
|                | 変更後 |       |     |                 |      |
| 監理技術者補佐※3      | 変更前 |       |     |                 |      |
|                | 変更後 |       |     |                 |      |
| 専門技術者          | 変更前 |       |     |                 |      |
|                | 変更後 |       |     |                 |      |

備考※4

※1 「法令による技術者資格の名称」欄には、建設業法による土木施工管理技士、建設機械施工技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士、建築施工管理技士、技術士法による建設部門、農業部門(農業土木)、林業部門(林業土木)、建築士法による建築士、電気工事士法による電気工事士、電気事業法による電気主任技術者、職業能力開発促進法による技能士、消防法による消防設備士の資格を有している者について記載し、変更した現場代理人等の社員証及び資格者証の写しを添付してください。

※2 主任技術者又は監理技術者は、いずれか1名を記載するものとする。

※3 建設業法第26条第3項第2号の規定により監理技術者が兼務する場合にのみ記載するものとする。

※4 低入札に伴って増員した技術者は、備考欄に「名称」「区分」「氏名」「資格」「変更理由」等を記載するものとする。

その他) 建設業法第26条第3項第1号の規定により専任を要する主任技術者又は監理技術者が他工事の主任技術者又は監理技術者と兼務する場合、もしくは、建設業法第26条の5の規定により営業所技術者又は特定営業所技術者が主任技術者又は監理技術者の職務を兼務する場合は人員の配置を示す計画書を添付してください 1-1-124